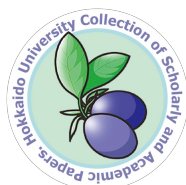




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	エリゼ条約の成立と戦後ドイツ＝フランス関係史（１）
Author(s)	川嶋, 周一; KAWASHIMA, Schuichi
Citation	北大法学論集, 51(1), 259-313
Issue Date	2000-06-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15005
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(1)_p259-313.pdf



「エリゼ条約の成立と戦後ドイツⅡフランス関係史」(一)

川 嶋 周 一

目 次

序章

1 研究史

2 問題の所在(その一)・・・エリゼ条約の成立と独仏外交空間の重層性をめぐって

3 問題の所在(その二)・・・戦後独仏関係史におけるエリゼ条約の位置付けをめぐって

第一章 一九五八年―一九六〇年・・・和解から提携へ

第一節 一九五八年―一九五九年・・・ドゴールⅡアデナウアー時代の始まり

第二節

- (a) 一九五八年…和解の成立——コロンベ会談——
- (b) 一九五九年…協調と対立——ベルリン危機とドゴール外交政策——
- 一九六〇年…ランブイエ会談…ドゴールのヨーロッパ政策の展開と独仏の確執
- (a) 確執の系譜…フランスの核兵器所有とパリ首脳会談
- (b) ランブイエ会談
- (c) ランブイエ後…ドゴールヨーロッパ政策の展開と独仏確執の表面化
- (d) ドブレリアデナウアー会談

第二章

一九六一年—一九六二年…独仏提携の二つの側面

第一節

政治同盟交渉

第二節

ベルリン危機とアメリカの戦略転換

第三章

一九六二年—一九六三年 友好条約？

- (a) 相互公式訪問
- (b) 協定と条約
- (c) 一月—四日の会見
- (d) 前文問題

おわりに

(以上本号)

序章

本論文は一九六三年に締結された「フランス共和国・ドイツ連邦共和国間の独仏協力に関する条約」⁽¹⁾、いわゆるエリゼ条約の成立過程を外交史的に分析し、その成立要因を説明することを目的とするものである。対象時期は一九五八年から一九六三年までとし、当時の両国の対外政策の最高責任者フランス大統領ドゴール (Charles de Gaulle) と西ドイツ首相アデナウアー (Konrad Adenauer) の動向を分析の軸とする。以下、これまでの研究史を踏まえて、第二次世界大戦後の西ドイツ＝フランス関係並びにエリゼ条約の成立が内包する問題性について説明する。

1 研究史

そもそも、第二次大戦前の独仏関係は、普仏戦争後の僅か百年足らずの間に三度戦火を交えた「先祖伝来の宿敵」⁽²⁾という関係にあった。しかし第二次大戦によって甚大な被害を蒙った両国は、この関係を対蹠的に転換させることになる。何故なら、かつてのヨーロッパ戦乱の主要因であった独仏両国を和解させ協調関係を形成させることが、ヨーロッパの経済的・政治的復

興の不可欠な前提条件となったからである。その意味で、戦後の独仏関係は反目することが許されない、友好と協調が制度化される国家関係が構築されることになった。事実両国は「独仏枢軸」「国家の結婚」と揶揄されるほど緊密な関係を築いたといわれ、ヨーロッパ統合の軸を担った独仏関係は多くの神話⁽³⁾に彩られる。確かに戦後のドイツとフランスの関係は、歴史的に全く別々の国家形成を果たし敵対を繰り返していた国家が、協調を形成した希有な歴史である。しかし、なぜこの両国は協調できたのか、どの領域については協調が推進されどの領域ではそうでないのか、誰が協調を担っているのか等といった問題を歴史的に実証的に論じなければならないであろう。

では、第二次大戦後の独仏外交関係は、これまでどのように論じられてきたのであろうか。それは当時の独仏両国が共有していた三つの争点…①ヨーロッパ政策、②大西洋同盟・冷戦問題、③和解と将来的な友好関係の構築、に対応して以下の視角に分けられる。第一にヨーロッパ統合史、第二に戦後ヨーロッパ秩序構築を論ずる米欧国際政治史、第三に独仏両国の外交史的視点である。

まず言及すべきことは、戦後独仏関係の進展はヨーロッパ統合の進展といってもよいほど、軌を一にした現象となったこと

である。⁽⁴⁾ヨーロッパにおける「エンジン」「鋸」「ヨーロッパのモーター」「特権的関係」「タンデム」「鍵」といった多様な独仏関係の形容は、それ自体独仏関係の緊密さと特殊性を言い表しているといえよう。

したがって、独仏関係の研究はヨーロッパ統合と絡めて論じられることが極めて多い。また西欧各国の政府文書の公開と、かつ現実における統合の再活性化という二重の要因によって、一九五〇年代における各国のヨーロッパ政策に関する研究が西欧各国において一九八〇年代から飛躍的に進むこととなり、現在ではこのヨーロッパ統合史の考察対象年代に一九六〇年代も含まれるようになった [Deighton/Milward(eds.), 1999]。取分け、本論でも取り上げる一九六〇年代初期の政治同盟構想(フーシェプラン)に関する研究 [Soutou, 1999; Stelandre, 1999] や最初のヨーロッパ共同体加盟交渉を取り扱った研究 [Bange, 2000; Kaiser, 1996; Ludlow, 1997; Steininger, 1996; Wilkes(ed.), 1997] は近年急速に充実している。

しかし、独仏関係が語られる言説は、このようなヨーロッパ統合のみに関わるわけではない。戦後ヨーロッパが直面した問題は、敗戦国ドイツを巡る経済的・政治的処理であった。ミルウォードが言ったように、ヨーロッパ統合は荒廃したヨーロ

パ諸国の復興手段として進められたのであるが [Milward, 1992]、それに到るまでの五〇年代の環大西洋間における戦後ヨーロッパ国際秩序形成を巡っては、復興とは位相を異にした独仏協調が求められた。というのも、ドイツの将来における軍事的脅威を封じ込めるため、軍事的には北大西洋条約機構 (NATO) に、経済的にはヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (ECS) ならびにヨーロッパ経済共同体 (EEC) に、政治的にはフランスにリンクさせるというように、ドイツを多国間関係のなかに位置付けなければならなかったのである。このような冷戦を枠にした独仏関係は、ヨーロッパ統合を枠内としたその裏面をなすものであるが、常に同調しているわけではない。取分け近年、NATOに対する西欧各国の政策が詳細に研究されはじめ [Heuser, 1997, 1998]、独仏両国のヨーロッパ統合とは異なる協調・対立関係が明らかになりつつある。またNATOに限らず、広く核政策をめぐる一国乃至は複数国家の対外政策を扱った研究業績が発表され始め、⁽⁷⁾それまでは余り関心が払われなかったヨーロッパ各国間の核軍事戦略をめぐる関係に光が当てられるようになった。ドゴール・アデナウアー時代の独仏関係に關しても、その戦略提携の重要性が指摘されている [Soutou, 1996]。

このような大西洋同盟を柱とした国際政治史においては、ドイツとフランスは互いに独立したプレーヤーとして説明されるため、独仏関係を正面から取り上げているわけではなく、また独仏関係に独自のダイナミクスを持たせることもない。しかし、取分け一九五〇年代を考察対象とした国際政治史の研究は、それがアメリカの外交政策を軸とした冷戦史研究 [Hogan, 1987; Letter, 1984] や、ヨーロッパの諸国家を軸に据えた国際政治史研究 [Hitchcock, 1998] であれ、ヨーロッパの復興及びその秩序形成という問題関心に立って考察が行なわれている。また近年の冷戦研究の中には、西ヨーロッパ各国が米ソ両国の政策を受容するだけ存在ではなく、積極的にヨーロッパの秩序形成に働き掛けた側面を重視する研究が増加する傾向も見受けられる [Deighton, 1990; Lundestad, 1984; Reynolds(ed.), 1994]。このような戦後ヨーロッパ秩序構築形成に問題関心を払う研究に加え、第二次ベルリン危機を焦点として米仏独の三者関係 (もしくはイギリスを加えた四者関係) を考察した研究 [Schake, 1992; Trachtenberg, 1999] は、独仏関係はヨーロッパだけに規定されているのではなく、取分け五〇年代から六〇年代にかけて、ヨーロッパと冷戦の間でドイツとフランスは常に揺れ動くことを示唆しているのである。

以上二つの国際関係史的視点から見た独仏関係研究に対し、伝統的な外交史の分野においても独仏関係は論じられている。とくに本論で取り上げるドゴール⁽⁸⁾ アデナウアー時代に関する研究史を簡潔にまとめてみよう。ドイツ外交史においては、エリゼ条約につながるドゴール アデナウアー時代の独仏関係は、五〇年代のアデナウアー外交の総決算乃至は墨守としてとして論じられていた [Herbst, 1996; Pleisch, 1993]。すなわち、アデナウアーが西ドイツ創出の際の基本方針である西側統合とヨーロッパ統合の延長線上としてとらえられた。他方フランス外交史においても、エリゼ条約は六〇年代を通じて追求されたドゴール外交の一里塚として主に論じられていた [Grosser, 1984; Jouve, 1967]。またドゴール、アデナウアーは戦後のドイツ史、フランス史においてともに極めて大きな足跡を残した人物であったため、エリゼ条約を含めドゴール アデナウアー時代の独仏関係の外交史的研究の嚆矢は、ドゴール、アデナウアー個人を取り上げた研究となった [Lacouture, 1986; Bulmenwiz(Hrsg.), 1976; Morsey/Reggen(Hrsg.), 1971-77; Schwarz, 1971]。但しこれら研究は、独仏両国のヨーロッパにおける位置付けという視点というより、フランスないしはドイツに即したアプローチを取っている。即ちここでは、独仏関係史研究はドイツの対フランス

政策研究乃至はその逆、として現われる。もともと、近年ではドゴール外交・アデナウアー外交の国内的制約と国際的影響力をより精密に論じる研究も登場してきた。これらは公開され始めた政府その他の文書に依拠する重厚な実証主義的な政治外交史研究 [von Gersdorff, 1994; Schwarz, 1991; Vaisse, 1998] であり、本稿はその成果に大きく負っている。

さらに、必ずしも外交史研究とは言えない業績を含むが、独仏研究所のピヒトを編者としたグループは独仏関係を中心論題にして分析した論文集を一九七〇年代後半から漸次刊行している [Picht(Hrsg.), 1978; 1982; 1995; Sander/Schild(Hrsg.), 1990]。

この論文集の特色は、一貫してヨーロッパ枠内における独仏関係の在り方を論じていることにある。もう一つの特徴としては、当初の両国の社会構造分析 [1978] 以上に、独仏両国で共通の防衛政策が論じられた頃には両国の安全保障関係に分析が割かれ [1982]、ベルリンの壁崩壊 [1990]、マーストリヒト条約締結 [1995] など、とき其々の政治情勢を色濃く反映した議題を取り上げていることが挙げられよう。ピヒトラの業績は現実の独仏関係の緊密化に対応しているとはいえ、このような研究の蓄積は文字通りの戦後「独仏関係史」が生みつつあるといえる。そこで右記三つの文脈を融合しながら「独仏関係」が論じら

れているのである [Schwarz, 1990; Loh/Picht(Hrsg.), 1991; Marcowitz, 1996]。

2 問題の所在 (その一): エリゼ条約の成立と独仏外交空間の重層性をめぐって

以上の研究史から、戦後独仏関係はヨーロッパ秩序構築の中で大西洋枠組みとヨーロッパ枠組みの間で揺れ動きながら、ヨーロッパ統合の進展とともにヨーロッパ枠組みに収斂していくさまが窺えよう。独仏和解を義務付けるヨーロッパ統合という制度化プロセスを主導する役割に国際政治上の地位を見出した独仏両国は、以後協調から友好へと関係の緊密化を試みていくのである。このヨーロッパへの収斂と独仏間協調の成立時期はドゴール・アデナウアー時代に締結されたエリゼ条約の成立と重なる。

では、エリゼ条約はこれまでどのように論じられ、その成立は何を表しているのだろうか。ドゴール・アデナウアー時代の独仏関係の在り方とエリゼ条約の起源をめぐっては、1で述べた三分野それぞれに対応した学説が展開されている。すなわち、ヨーロッパ統合史に乗るヨーロッパ政治同盟運動を重視する観点と、冷戦史に重きを置いた大西洋同盟の観点と、ドゴール乃

至はアデナウアーの外交政策の観点の三つのディメンションが存在しているのである。

ヨーロッパ国際政治を軸として独仏関係を論じた研究の嚆矢であるウィリスは、エリゼ条約はドゴール主導による政治同盟の二ヶ国間適用とする [Willis, 1967]。さらに、ヨーロッパ統合史の発展にともない、ドゴール＝アデナウアー時代のヨーロッパ政策への研究が進められた。しかしそこではエリゼ条約よりもドゴールのヨーロッパ政策とイギリスのEEC加盟交渉との関連に主な関心が置かれ、本稿で扱うフーシェブランの二ヶ国適用と六ヶ国適用の狭間でのエリゼ条約という視点は薄い。

他方、ベルリン危機やドゴール外交といった当時の大西洋同盟における混乱の文脈において、独仏による対アメリカ共同戦線としてエリゼ条約の成立を解する見解はアメリカの研究者を中心として根強いものがある [Costigliola, 1984; Kissinger, 1965; Mayer, 1996; Soutou, 1995; Winand, 1999]。同様に戦略論研究においては、エリゼ条約の軍事協定を重視し独仏間の戦略提携の文脈にエリゼ条約を置く [Hoppe, 1993; Steinhof/Pommein, 1992]。取分けストゥは、ドゴール、アデナウアーにおける核ファクターを重視し、不確かなものではあれ、エリゼ条約による独仏間の戦略的共同体の成立を指摘している [Soutou, 1996]。

他方、外交史の分野において、幾つかの博士論文がエリゼ条約を取り上げるが [Mantze, 1975; Heinemann, 1977; Bauer, 1980; Arnold, 1981]、アーノルドに典型的に見られるように、フーシェブランの連続性からエリゼ条約の成立が解されている。また、新聞、回顧録を基礎資料としているため、政府内の政策過程があまり取り扱われていない。これに対し、エリゼ条約成立過程を政府内の当事者が作成した文書を基礎資料として分析したのは、ヤンセンの研究⁽⁹⁾が嚆矢である [Jansen, 1976]。ヤンセンはアデナウアーと西独外務省の思惑の違いを初めて指摘し、条約化をめぐるドイツ政府内の論争を明らかにした。さらに、バリエティがフランス政府の文書に、シュヴァルツがドイツ政府の文書に依拠して、エリゼ条約が当初想定された「協定」から「条約」へと締結直前になって変更されたことを明らかにした [Baréty, 1992; Schwarz, 1992]。また現実にエリゼ交渉過程に関わった元ドイツ外務官僚のフィシャーもバリエティらのテーゼを支持した [Fischer, 1993]。

斯くの如く起源をめぐって複数の見解が存することを逆に言えば、エリゼ条約は複雑な要素が混在して成立したものといえる。つまりエリゼ条約は、ヨーロッパ政治同盟より小さな枠組みの多国間関係、冷戦状況より大きな枠組みの多国間関係、

独仏和解政策…二国間関係、という位相を異にする三つの国際状況の相互関係の中で成立したものと見えよう。戦後ヨーロッパ国際政治史と戦後独仏関係の連関を理解するために、先行研究で為されるようなある一つの文脈の支配性を論ずるより、戦後の独仏外交空間の持つ文脈の複雑性——すなわち重層性を重要視する。本稿はエリゼ条約の成立・崩壊要因を当時の独仏関係を規定する国際構造から捉え、右記諸研究では必ずしも重視されなかった独仏関係におけるヨーロッパ統合と大西洋同盟の相互関係を考察することによって、独仏関係における協調と対立を実証的に論じるものである。

3 問題の所在(その二)…戦後独仏関係史におけるエリゼ条約の位置付けをめぐって

このような重層性という問題に加え、エリゼ条約は、以上の戦後独仏関係史において、以下の二重の意味で大きな転換点の役割を果たす。第一に、独仏関係のヨーロッパへの収斂並びに協調を条文化したエリゼ条約の成立が、独仏関係の「制度化」をもたらしたことである。そもそもヨーロッパ統合とは、西ヨーロッパ諸国家によって建設される国際機構を「制度化」していくことで進展をみる過程であるといえよう。他方、提携を規定

するエリゼ条約を基址として、独仏両国はヨーロッパ統合政策を一体的に展開することが可能となる。従ってヨーロッパ統合の制度化は独仏関係の制度化と不可分なものとして一体的に進行していくことになる。⁽¹²⁾ すなわち、独仏関係においても条約その他による公式的な関係確立のみならず、交渉ルールの積み重ねにより一定の慣習といった非公式的な制度が確立していった。⁽¹³⁾ この制度化された独仏関係の緊密さを指して、いわゆる独仏「枢軸」の名が冠せられるのである。⁽¹⁴⁾

第二に、協調が制度化することは、取りもなおさず普仏戦争以来の「宿敵」関係の清算を意味することである。無論、過去の清算は制度の確立によって必ずしも成されるものではない。しかし現在の公式的な敵対関係を不可能にすることによって、また将来に向かつては、人的交流推進の制度化による一体的な両国家間の関係を志向することによって、第二次大戦以前からの敵対関係の終焉としての独仏和解が完了し、独仏関係は以後協調の局面に突入するのである。

しかしながら以上のようなマクロ的意義にも関わらず、エリゼ条約締結より約三ヵ月後、条約批准に際してドイツ連邦議会が新たな文書を付したことを聞いたドゴールは「条約は死んだ」と嘆いたという。⁽¹⁵⁾ 協調を制度化し、友好を喧伝しながら成立し

たはずのエリゼ条約はなぜ「死んだ」のだろうか？

この問いに答えるため、ここで先ず、エリゼ条約の規定と構造を確認しておく必要がある。条約の規定は二部に別けられる。

第一部は「組織」編であり、ここでは独仏間の首脳ならびに外相、国防相、教育および青少年問題担当閣僚の定期会談が規定されている。その間隔は、首脳会談は少なくとも年に二度、外相・国防相の会談は三カ月に一度、教育・青少年担当閣僚会談は二カ月に一度である。外務省間、参謀総長間の接触についてはさらに細かく規定されている。第二部は「計画」編で、第一部で規定された両国間の会談によって実施されるべき提携領域とその目的が規定されている。ここで規定された提携範囲を大別すると次に三分野となる⁽¹⁶⁾。

① 外交…重要な外交問題に対する事前協議。
② 防衛…共同戦術・戦略への努力、軍人間交流の促進、共同装備。

③ 青少年・教育問題…相手国の言葉を学ぶ語学教育の重視、相互集団交流の促進。

この三つの領域は1で述べた三つの外交に重なるものである。逆に言えば、エリゼ条約は戦後の独仏関係のほぼ全ての主要争点を内包して成立した、極めて多面的な性格を有している。従っ

てドゴールの言葉に対しては、エリゼ条約の何が死に、何が生き残ったのかを問わねばならない。

エリゼ条約の成立によって誕生した「エリゼ条約体制」とも呼ぶべき独仏間の政治外交関係は、以後のヨーロッパ統合と環大西洋関係を裏面から規定するものであった。つまりエリゼ条約は単に両隣国間の関係を規定するだけの文書ではない。エリゼ条約とはマルチラテラルの枠組のなかでバイラテリズムを追求した「独仏間関係」の産物であるのか、それとも内在的な動機にしたがった「独仏関係」の産物であるのかに留意しなければならぬ⁽¹⁷⁾。エリゼ条約は何を産み、何を産まなかったのか。提携が制度化された瞬間、そこでは何が考えられていたのだろうか。以下、ドゴール政権復帰後の独仏間関係を俯瞰しながら(第一章)、エリゼ条約に取り込まれた二つの提携領域、すなわちヨーロッパ統合状況に添う政治同盟構想(第二章第一節)並びに大西洋同盟状況に添う核軍事戦略問題(第二章第二節)を軸に、独仏提携交渉(第三章)の進展の中でエリゼ条約が成立する様を描いていく。

(1) ドイツ語、フランス語による条約名はそれぞれ *Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Französischen Republik über die deutsch-französische Zusammenarbeit*: *Traité entre la République française et la République fédérale d'Allemagne sur la coopération franco-allemande*: 条約のテキストについては *Europa Archiv* [henceforth EA], 1963, Folge4, D84-D86. 日本語訳については村瀬興雄 (編) 『現代独仏関係の展開』(日本国際問題研究所、一九七〇年) 資料一三に収録されている。なお、このいわゆるエリゼ条約は、法的には三つの文書によって構成されている。第一にはドゴール、アデナウアーによる共同声明、第二にエリゼ宮で調印された条約文書、第三にドイツ連邦議会で採択された批准に際し付された前文、である。以後本論で言う「エリゼ条約」は第二番目の条約文書を指す。

また「ドイツ」の呼称であるが、いわゆる「西ドイツ」の正式名称は「ドイツ連邦共和国 *Bundesrepublik Deutschland*」であった。本論文においては、以後特に言及がない場合、「ドイツ」「西ドイツ」「西独」「BRD」はすべて特に使い分けなく同一の「ドイツ連邦共和国」を指している。

(2) このような「不倶戴天の敵」イメージの形成は、様々な要素が混在して成立したものである。特に主要なもの

として①普仏戦争以前からの敵対関係、②普仏戦争を受けてのアルザス・ロレーヌ地方のドイツへの割譲、③第一次大戦の影響、の三点が挙げられよう。うち第三の要素については付言を要する。ベッケルによると、フランスにおいては、全く事前に予想されなかった開戦の衝撃がドイツの加害者イメージとフランスの被害者意識を生み出し、また逆にそのような意識によって戦争への動員が正当化されていった。従って戦争が展開するにつれ、仏一独の敵対イメージとドイツへの憎悪が固定化された。「不倶戴天の敵」としてのドイツイメージが生まれていった。Cf. Jean-Jacques Becker, 1914, *Comment les Français sont entrés dans la guerre* (Paris: Presses de la Fondation nationale des sciences politiques, 1977).

(3) このような比喩の神話性については以下に詳しい。Cyril Buffet / Beatrice Heuser, *Haunted by History: The Myths in International Relations* (Providence, RI: Berghahn Books, 1998), Chap. 13 “Marianne and Michel: The Franco-German Couple”. なお、この論文は夥しい数の独仏「枢軸」を揶揄する新聞記事の書誌情報を註に収録している。

(4) 一九四〇年代末から五〇年代にかけて西ヨーロッパ諸国の間でヨーロッパ統合が政治問題化した時、イギリス主導の「アメリカとより結び付きの深い「大西洋共同体 Atlantic Community」と、フランス主導の、より自立的な

「ヨーロッパ共同体 European Community」という異なる考えに基づいた二つの統合像が対立することになった。一九五〇年代の統合の歴史は、この二つの統合観が対峙し展開する過程であり、最終的に、ヨーロッパ統合はヨーロッパ共同体として発展することとなった。しかしながらこの二つの統合観を巡る対立は、各国の中でそれぞれ反対と賛成者を得ていたことに留意しなければならない。加えて、対立軸は「どう統合するか」だけでなく、「何を統合するか」についても存在していたのであり、この二つの問いは当然に不可分のものと認識されていた。さらに、ヨーロッパ統合は軍事的にはNATO、経済的には欧州経済協力機構(OEEC)という枠組みと表裏一体の関係にあり、アメリカとの関係維持と積極的支援なしには発展し得ない構造にあった。大西洋共同体とヨーロッパ共同体についてはClemens Wurm, “Two paths to Europe: Great Britain and France from a Comparative Perspective”, in idem(ed.), *Western Europe and Germany: The Beginnings of European Integration, 1945-1960* (Oxford: Berg, 1995); 細谷雄一「イギリス外交とドイツ再軍備問題一九四八―一九五〇」『法学政治学論究(慶応大学)』三八号を参照のこと。

ヨーロッパ統合とアメリカとの関係性についてはWilliam Wallace, “Regionalism in Europe: Model or Ex-

ception?”, in Louise Fawcett/Andrew Hurrell(eds.), *Regionalism in World Politics: Regional Organization and International Order* (Oxford: Oxford University Press, 1995); Geir Lundestad, *‘Empire’ by Integration: The United States and European Integration, 1945-1997* (Oxford: Oxford University Press, 1998); 佐々木隆生/中村研一(編)『ヨーロッパ統合の脱神話化』(三栄書房 一九九四年)を参照のこと。

- (5) David P. Calleo/ Eric R. Staal(eds.), *Europe's Franco-German Engine* (Washington D.C.: Brookings Institution Press, 1998); Julius W. Friend, *The Linchpin: French-German Relations 1950-1990* (N. Y.: Praeger, 1991); Robert Picht/Wolfgang Wessels(Hrsg.), *Motor für Europa?* (Bonn: Europa Union Verlag, 1990); Haig Simonian, *The Privileged Partnership: Franco-German Relations in the European Community, 1969-1984* (Oxford: Oxford University Press, 1985); Andrea Szukala/Wolfgang Wessels, “The Franco-German Tandem”, in Geoffrey Edwards/Alfred Pijpers(eds.), *The Politics of European Treaty Reform: The 1996 Intergovernmental Conference and After* (London: Pinter, 1997); Werner Weidenfeld, “Die Schlüsselrolle der deutsch-französischen Zusammenarbeit für den Fortschritt Europas”, in Reinhold Biskup(Hrsg.), *Europa, Einheit in der Vielfalt: Orientierungen für die Zukunft der europäischen Integration* (Bern: Paul Haupt, 1988).

これ以外に広く独仏関係を論じたものとして Jacques Binoche, *Histoire des relations franco-allemandes de 1789 à nos jours* (Paris: Masson, 1996); Daniel Colard, *Le Partenariat franco-allemand: Du Traité de l'Elysée à la République de Berlin, 1963-1999* (Paris: Gualino Editeur, 1999); Stephen A. Kocs, *Autonomy or Power?: The Franco-German Relationship and Europe's Strategic Choices, 1955-1995* (London: Praeger, 1995); L. Lebond, *Le couple franco-allemand depuis 1945* (Paris: Le Monde-Éditions, 1997); Ingo Kolboom/Ernst Weisenthal(Hrsg.), *Frankreich in Europa: Ein deutsch-französischer Rundblick* (Bonn: Europa Union Verlag, 1993); Ernst Weisenthal, *Quelle Allemagne pour la France?* (Paris: A. Colin, 1989); Gilbert Ziebur, *Die deutsch-französischen Beziehungen seit 1945: Mythen und Realitäten*, Neuauszug, (Stuttgart: Neske, 1997).

なお邦語文献では、先駆的業績として、村瀬編、前掲書、収録の佐瀬昌盛「第二次大戦後西ドイツの対仏関係」ならびに藤村瞬一「『ボンニパリ枢軸』の成立」があるが、これは政府文書を基礎資料とした実証主義的な歴史分析とは言い難い。一般書では、加藤雅彦「ライン河」(岩波新書、一九九九年)が、中世から現在にわたる独仏関係を簡潔にまとめ便利である。

(6) これらの研究を主導したのが「欧州委員会委託の歴史

研究者連絡グループ Le Groupe de liaison des professeurs d'histoire auprès de la Commission des Communautés européennes」であり、彼らが編集人を務める雑誌 *Journal of European Integration History* 並びに数年毎に開かれる学会のペーパーを編纂した論文集 [Poldév(ed.), 1986; Serra(ed.), 1989; Schwabe(ed.), 1988; Trausch(ed.), 1993] に発表される研究によって「ヨーロッパ統合史」とも呼ぶべき新たな領域が形成されつつある。当初この「ヨーロッパ統合史」はニューマンプラン、ローマ条約成立過程といったトピックを典型として、各国のヨーロッパ政策の有機的連関を分析する国際関係史的な研究であったが、ヨーロッパ・アイデンティティをめぐる思想的研究所も近年盛んとなっている。さらに一九六〇年代からヨーロッパ共同体 (European Communities) の機構化が進んだことを勘案して、西欧各国をアクターとしていた従来の研究に対し、ヨーロッパ共同体機構をアクターとする「ヨーロッパ共同体中心アプローチ」を表明する事態さえ起こっている [Ludlow, 1997]。

(7) この流れを主導しているのが一九八七年に米ソ(露)西欧各国の研究者によって発足した「核兵器史研究計画 Nuclear History Program (NHP)」である。これらの研究によって、それまでは資料的裏付けを欠いた冷戦構造と各国の核政策の有機的連関が実証的に論証され始め、さら

に冷戦時代には全くといってよいほど利用が許されなかった旧東欧・ソ連の政府文書を基礎資料とした業績が生まれている。本論文においても、多くのNHPの研究業績に依拠していることを付記しなければならない。

(8) 一九五八年から一九六三年の間、「独仏関係」は「ドゴール・アデナウアー関係」としばしば同義的に使用され、この時代を指して「ドゴール・アデナウアー時代」と呼ばれることが多い。国際政治の場面においてこのような言いかえは珍しいことではないが、この指導者間の関係と国家間関係を同一視することは許されない。しかし、二国間関係の進展において政府首脳の濃密な関与は決定的に重要であり、このドゴール・アデナウアー関係それ自体に焦点を絞った先行研究も存在する。本論で言及した研究以外で、特にドゴール・アデナウアー関係を中心として独仏関係を論じたものとして Jacques Bariéty, “La conception de la puissance française par le chancelier K. Adenauer de 1958 à 1963, in *Relations Internationales*, 58 (été, 1989); Eckart Conze, *Die gaulistische Herausforderung: die deutsch-französische Beziehungen in der amerikanischen Europapolitik 1958-1963* (München: Oldenbourg, 1995); Hermann Kusterer, *Der Kanzler und der General* (Stuttgart: Neske, 1995); Pierre Maillard, *De Gaulle et l'Allemagne: Le rêve inachevé* (Paris: Plon, 1990); Ulrich Lapenküper, *Ein*

besonderes Verhältnis: Konrad Adenauer und Frankreich, (Bad Honnef: Stiftung Bundeskanzler-Adenauer-Haus, 1997); Wilfried Loth, “Franco-German Relations and European Security, 1957-1963”, in Dehion/Milward(eds.), 1999; Idem, “Adenauer und de Gaulle: Probleme einer politischen Partnerschaft”, in Klaus Schwabe/Francesca Schinzing(Eds.), *Deutschland und Westeuropa: Deutschland und der Westen im 19. und 20. Jahrhundert*, Teil2 (Stuttgart: F. Steiner, 1994); Souou, “Les problèmes de sécurité dans les rapports franco-allemands de 1956 à 1963”, in *Relations Internationales*, 58 (été 1989); Hans-Peter Schwarz, *Erbfreundschaft. Adenauer und Frankreich* (Bonn: Bouvier, 1992).

(9) 但しこの研究はヤンセンが遺産で相続した、エリゼ条約締結交渉過程においてドイツ外務省の交渉責任者であった当時第一政治局局長の父ヨゼフの日記を基礎資料としている。この論文の分析は現在においても有効力を減じていないが、以上の註記を付ねねばならない。

(10) 高橋進は特別な定義を有した「外交空間」概念を提唱している。彼によると「外交空間」とは、「外交政策ないしは外交問題に対する認識枠組・姿勢であり、それが歴史のなかで積み重なって基底的な引照枠組みとなり、ある特定時点での外交政策・外交問題に対する対応を方向づけるもの」である。これは①「時間的次元」(歴史意

識)、②「空間的次元」(対象の位置付け)、③認識主体の三つの分析次元から構成されているとされる。高橋進「ドイツ外交の現在」《外交空間》試論(鴨武彦(編))『世紀間の世界政治5 パワー・ポリティクスの変容』(日本評論社、一九九四年)

本来この概念は一国の外交政策の在り方を分析するものであるので、本論文においては適用しないが、ある外交主体の方向性を分析する上で有効な概念といえよう。ここにおける外交空間とは、日常用語としてのそれに近く、あえて定義付ければ、ある外交主体(単数複数を問わない)が取り扱う問題群についての言説の束である。

- (11) Wayne Sandholtz/Alec Stone Sweet(eds.), *European Integration and Supranational Governance* (Oxford: Oxford University Press, 1998) 参照。また、これと対照的なヨーロッパ統合観として Andrew Moravcsik, *The Choice for Europe: Social Purpose & State Power from Messina to Maastricht* (Ithaca: Cornell University Press, 1998). など(以下で言う「制度化」の定義としては、ハンティントンとの融通性(機能的であること)、複雑性(一定のヒエラルキー的構造を有した複雑なユニットの集合体であること)、自律性一貫性の四つの性質による定義に拠っているが、その理由については本章註(12)を参照のこと。ハンティントンの定義については Samuel Huntington, "Political Develop-

ment and Political Decay", in *World Politics*, 17 (1965).

- (12) ヘレン・ウォレスによると、いわゆる独仏枢軸と呼ばれる独仏関係の特別性は、ポジティブには統合の効率を担保し展開させ、ネガティブには大国主義的な影響力を発揮せざるをえない「伝導プロセス」にある。その定義は以下の三要因から構成される。先ず二国間関係が「特別な関係」となる一般的要因として、①意図的な優越性の付与、②二国間対話を非ゼロサムゲームにする意志があり、そして独仏関係固有の要因として③EC内の中核的メンバーである確信である。つまり独仏間の関係が西ヨーロッパを枠内としたものであることが前提となっていることに注意しなければならない。Helen Wallace, "The Conduct of Bilateral Relationships by Governments", in Roger Morgan/Caroline Bray(eds.), *Partners and Rivals in Western Europe: Britain, France and Germany* (Aldershot: Gower, 1986).
- この「伝導プロセス」は制度化の進展と表裏一体の関係にある。なぜならこの影響力の発揮にあたっては、複雑な国家間関係の中においても両国の存在がEECの中で一定の優越性を保持していること(定義①)、両国の利害のバクトルが同一方向を指していること(定義②)と、ヨーロッパ枠内における確信的なリーダーシップの共有(定義③)が必要となる。従ってハンティントンによる

制度化の四つのメルクマールを援用すると、独仏の優越制の保持が複雑性を生み、利害ベクトルを同一方向に固定化することで一貫性が果たされ、リーダーシップの共有により自律性が確保される。融通性については、伝導プロセスそのものには関与しないが、その目的たるヨーロッパ統合の推進に関し、独仏関係に限らず超国家的統合を求める民間圧力やヨーロッパ委員会が存在などいくつかのモーターがあり、全体として機能的に役割が果たされる面があることを指摘しておきたい。

このような制度化を逆に言えば、制度化されることで伝導プロセスは持続性と安定性を保持し得ることになる。実際、ヨーロッパ連合内の様々な政策に対する独仏関係の影響力を考察した研究は多い。Cf. Michele Chang, "Dual Hegemony: France, Germany and the Making of Monetary Union," Paper prepared for delivery at the 1999 Annual Meeting of the American Political Science Association; Douglas Webber(ed.), *The Franco-German Relationship in the European Union* (London: Routledge, 1999).

- (13) この制度を公式・非公式に分けて理解する観点はいわゆる新制度論の様々な業績に依拠するところが大きい。歴史的経緯が制度にどのような影響を及ぼすかについては Sven Steinmo et al.(eds.), *Structuring politics: Historical institutionalism in comparative analysis* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992).

bridge University Press, 1992).

- (14) 「枢軸」とは一般的に複数の国家が同盟関係を結ぶこととして定義されるが、ここでは多少の精緻化が必要である。具体的には、どのような枠内での関係かと、同盟とは何を意味するのか、の二点を吟味する必要がある。本論文においては、前者の問題については、大西洋枠内かそれともヨーロッパ枠内(具体的にはEEC枠内)かを問う。本論で詳述するように、本論文が考察する一九五〇年代末から一九六〇年代初頭にかけては、この二つの枠は微妙に交錯している。後者の問題については、広義に捉え、利害を共有する意味におく。

- (15) Weidenfeld, "Der deutsch-französische Vertrag in europäischer Perspektive", in *Universitas*, 38 (1983), p.1297.

- (16) エリゼ条約条文II-A-1では両国の「共通の利害にかかわる、重要な全ての問題」について「できるだけ類似の立場に到達するため」協議を行なうよう規定された後、具体的に以下のような議題を列挙している。ヨーロッパ共同体ならびにヨーロッパ政治提携に関する問題、政治領域ならびに経済領域における東西関係、NATOならびに両国政府が関係する各国際機関、取り分け欧州評議会・西欧同盟・経済開発協力機構ならびに国際連合およびその専門機関において取り扱われる問題。

- (17) ここで言う「マルチラテラルな枠組」とはラギーの言

うマルチラテラリズム:「ある原則に従って、三もしくはそれ以上の国家間における関係を調整すること」とは異なり、独仏両国の外交構造的なかで両国が持つ外交関係の選択肢全体を指す。例えばドイツ外交におけるマルチラテラルな枠組とは、西側については大西洋同盟と西欧に対する環大西洋と西側統合の選択肢、東側については東欧に対する東方政策、D D Rに対する再統一の要求という選択肢がある。Cf. Pfetsch, 1993., pp.11-16. ラギーの定義については John Gerard Ruggie(ed.), *Multilateralism Matters* (New York: Columbia University Press, 1993), p.8.

本論文では、大西洋同盟やEECといった国際組織の中での独仏間の結びつきを「独仏間関係」、マルチラテラルな枠組での一つの選択肢としての独仏関係を「独仏関係」として区別して用いる。

参考文献 (本章、本文・註にて略して言及した文献のみ記載)

- *Arnold, Wilhelm W. *Die Entstehung des deutsch-französischen Vertrages vom 22. Januar 1963 und seine Bedeutung für die Aussen- und Europapolitik Konrad Adenauers* (Köln, Diss, 1980).
- *Bange, Olivier *The EEC Crisis of 1963: Kennedy, Macmillan, de Gaulle and Adenauer in Conflict* (London: Macmillan, 2000).
- *Bariéty, Jacques “De Gaulle, Adenauer et la genèse du traité de l’Elysée du 22 janvier 1963”, in Institut Charles de Gaulle *De*

Gaulle en son siècle Tome5: L’Europe (Paris: Plon, 1992).

*Bauer, Johannes *Die deutsch-französischen Beziehungen 1963-1969* (Bonn, Diss, 1980).

*Blumenwitz, Dieter(Hrsg.) *Konrad Adenauer und seine Zeit: Politik und Persönlichkeit des ersten Bundeskanzlers*, 2Vol. (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1976).

*Costigliola, Frank “The Failed Design: Kennedy, de Gaulle and the Struggle for Europe”, in *Diplomatic History*, 8 (3/1984).

*Deighton, Anne *Impossible Peace: Britain, the Division of Germany and the Origins of the Cold War* (Oxford: Clarendon, 1990).

*-/Milward, Alan(eds.) *Widening, Deeping and Acceleration: The European Economic Community 1957-1963* (Baden-Baden: Nomos, 1999).

*Fischer, Per “Der diplomatische Prozeß der Entstehung des Deutsch-Französischen Vertrags von 1963, in *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 41 (1/1993).

*Grosser, Alfred *Affaires exterieures: La politique de la France 1944-1984* (Paris: Flammarion, 1984).

*Heinemann, Irmagard *Le traité franco-allemand du 22. janvier 1963 et sa mise œuvre sous le général de Gaulle, 1963-69* (Nice, Diss, 1977).

*Herbst, Lodolf *Option für Westen: vom Marshallplan bis zum deutsch-französischen Vertrag* (München: dtv, 1996).

*Heuser, Beatrice *NATO, Britain, France and the FRG: Nuclear Strategie and Forces for Europe, 1949-2000* (London: Macmillan, 1997).

* - *Nuclear Mentalities? Strategies and Beliefs in Britain, France and the FRG* (London: Macmillan, 1998).

*Hogan, Micheal *The Marshall Plan: America, Britain, and the Reconstruction of Western Europe, 1947-1952* (Cambridge: Cambridge University Press, 1987).

*Hoppe, Christoph *Zwischen Teilhabe und Mitsprache: Die Nuclearfrage in der Allianzpolitik Deutschlands 1959-1966* (Baden-Baden: Nomos, 1993).

*Hitchcock, William I. *France Restored: Cold War Diplomacy and the Quest for Leadership in Europe, 1944-1954* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1998).

*Jansen, Thomas “Die Entstehung des deutsch-Französischen Vert-rags vom 22. Januar 1963”, in Bulmenwitz(Hrsg.) 1976.

*Jouve, Edomond *Le général de Gaulle et la construction de l'Europe* (Paris: L.D.G.J., 1967).

*Kaiser, Wolfram *Using Europe, Abusing the Europeans: Britain and European Integration, 1945-1963* (London: Macmillan, 1996).

*Kissinger, Henry A. *The Troubled Partnership: A Reappraisal of the Atlantic Alliance* (N.Y: Council on Foreign Relations, 1965).

*Lacouture, Jean *De Gaulle, Tome3. Le souverain* (Paris: Seuil,

1986).

*Leffler, Melvyn P. “The American Conception of National Security and the Beginnings of the Cold War, 1945-48”, in *The American Historical Review*, 89 (April 1984).

*Loth, Wilfried/Picht, Robert(Hrsg.) *De Gaulle, Deutschland und Europa* (Opladen, Leske+Budrich, 1991).

*Ludlow, Piers N. *Dealing with Britain: The Six and the First UK Application to the EEC* (Cambridge, Cambridge University Press, 1997).

*Lundestad, Geir “Empire by Invitation? The United States and Western Europe, 1945-1952”, in *Journal of Peace Research*, 23 (September, 1986).

*Mantzke, Martin A. *Grundzüge der Frankreichpolitik Konrad Adenauers 1958-1963* (Bonn, Diss, 1975).

*Marcowitz, Reiner *Option für Paris? Unionpartien, SPD und Charles de Gaulle 1958 bis 1969* (München: Oldenbourg, 1996).

*Mayer, Frank A. *Adenauer and Kennedy: A Study in German-American Relations, 1961-1963* (Basingstoke: Macmillan, 1996).

*Milward, Alan S. *European Rescue of the Nation-State* (Berkley: University of California Press, 1992).

*Morsey, Rudolf/Repgen, Konrad(Hrsg.) *Adenauer-Studien, I-V.* (Mainz: Matthias-Grünwald, 1971-77).

*Pfetsch, Frank R. *Die Außenpolitik der Bundesrepublik 1949-*

1992: *von der Spaltung zur Vereinigung* (München: Wilhelm Fink, 1993).

*Picht, Robert(Hrsg.) *Deutschland, Frankreich und Europa: Bilanz einer schwierigen Partnerschaft* (München: Piper, 1978).

*- *Das Bündnis im Bündnis: Deutsch-französische Beziehungen im internationalen Spannungsfeld* (Berlin: Severin und Siedler, 1982).

*-/Wessel, Wolfgang(Hrsg.) *Moter für Europa?* (Bonn: Europa Union Verlag, 1990).

*-, et al(Hrsg.) *Fremde Freunde: Deutsche und Franzosen vor dem 21. Jahrhundert* (München: Piper, 1997)

*Poidevin, Raymond(ed.) *Histoire des Debuts de la Construction européenne* (Baden-Baden: Nomos, 1986).

*Raynolds, David(ed.) *The Origins of the Cold War in Europe: International Perspectives* (New Haven: Yale University Press, 1994).

*Sauder, Axel/Schild, Joachim(Hrsg.) *Handeln für Europa: Deutsch-französische Zusammenarbeit in einer veränderten Welt* (Opladen: Leske+Budrich, 1995).

*Schake, Kori "The Berlin Crises of 1948-49 and 1958-62", in Robert O'Nielle/Beatrice Heuser(eds.) *Securing peace in Europe* (London: St. Martin's Press, 1992).

*Schwarz, Hans-Peter "Das außenpolitische Konzept Konrad Adenauers", in Klaus Gotto(Hrsg.) *Konrad Adenauer: Seine Deutschland- und Außenpolitik 1945-63* (München: dtv, 1975).

*- *Eine Entente Élémentaire: Das deutsch-französische Verhältnis Im 25. Jahr des Elysée-Vertrags* (Bonn: Europa Union Verlag, 1990).

*- *Adenauer: Der Staatsmann 1952-1967* (Stuttgart: DVA, 1991).

*- "Le président de Gaulle, le chancelier fédéral Adenauer et la genèse du traité de l'Elysée", in *De Gaulle en son siècle* 5 (1992).

*Serra, Enrico(ed.) *Il Rilancio dell'Europa e i Trattati di Roma* (Baden-Baden: Nomos, 1989).

*Soutou, Georges-Henri "De Gaulle, Adenauer und die gemeinsame Front gegen die amerikanische Nukleastrategie", in Hansen, Ernst Willi(Hrsg.) *Politischer Wandel, organisierte Gewalt und nationale Sicherheit: Beiträge zur neueren Geschichte Deutschlands und Frankreichs* (München: Oldenbourg, 1995).

*- *L'alliance incertaine* (Paris: Fayard, 1996).

*- "Le général de Gaulle et le Plan Fouchet d'Union politique européenne: un projet stratégique", in Deighton/Milward(eds.), 1999.

*Stelandre, Yves "Les pays du Benelux, l'Europe politique et les négociations Fouchet", in Deighton/Milward(eds.), 1999.

*Steinhoff, Johannes/Pommerin, Reiner *Strategiewechsel: Bundesrepublik und Nuklearstrategie in der Ära Adenauer-Kennedy* (Baden-Baden: Nomos, 1992).

*Steininger, Rolf "Great Britain's First EEC Failure in January 1963", in *Diplomacy & Statecraft*, 7 (2/1996).

*Schwabe, Klaus(ed.) *Die Anfänge des Schuman-Plans 1950/51*

- (Baden-Baden: Nomos, 1988).
- * Trachtenberg, Marc *A Constructed Peace: The Making of the European Settlement 1945-1963* (Princeton: Princeton University Press, 1999).
- * Tausch, Gilbert(ed.) *Die Europäische Integration von Schuman-Plan bis zu den Verträgen von Rom* (Baden-Baden: Nomos, 1993).
- * Vaïsse, Maurice *La Grandeur: Politique étrangère du général de Gaulle 1958-69* (Paris: Fayard, 1998).
- * von Gersdorff, Gero *Adenauers Außenpolitik gegenüber den Siegermächten 1954: westdeutsche Bewaffnung und internationale Politik* (München: Oldenbourg, 1994).
- * Wilkes, George(ed.) *Britain's Failure to Enter the European Community, 1961-63: The Entanglement Negotiations and Crises in European, Atlantic and Commonwealth Relations* (London: Frank Cass, 1997).
- * Willis, F. Roy *France, Germany, and the new Europe 1945-1967* (Stanford: Stanford University Press, 1968).
- * Winand, Pascaline "United States-European Relationships, 1957-63", in Deighton/Milward(eds.), 1999.

第一章 一九五八年―一九六〇年…和解から提携へ

本論に入る前に、一九四五年からの独仏関係史を簡単にまとめておこう。第二次世界大戦に破れたドイツは英米仏ソの連合四ヶ国に分割占領され、うち西側三ヶ国の占領地域が統合して西ドイツが成立した。この西ドイツの成立に際し強力なリーダーシップを発揮したのがアデナウアーであり、彼は西ドイツを西側陣営に組み込みつつ (Westintegration)⁽¹⁾、対仏和解に象徴されるヨーロッパ統合 (europäische Integration)⁽²⁾、路線を強力に推進するといふ、二重の統合を外交方針とした。他方、第二次世界大戦の英雄ドゴールが政権についた第四共和制フランスは、当初ドイツに対し強硬な対独政策を取っていたが、ドゴールの辞任、マースシャルプランのインパクト等の要因により、和解を求める宥和的な政策に転化した⁽³⁾。そして、戦間期から超国家的もしくは擬似国家的な国際機構に身を置いていたモネ (Jean Monnet) のアイディアに基づいたシューマン・プランを、共に独仏国境地帯出身のアデナウアー、シューマン (Robert Schuman)⁽⁴⁾ が推進したことで E C S C が成立した。ここにおいてヨーロッパ統合は具体的な歩みが始始したばかりでなく、独仏両国は石炭鉄

鋼という最も基幹的な軍事物資を共有することにより、長年の敵対関係に終止符を打ったのである。

他方、フランス政界の表舞台から退いたドゴールだったが、フランス共和国連合の代表として同時代的に活発な発言を重ね、独自の外交政策の構想を練っていた。⁽⁶⁾彼のヨーロッパ政策は第四共和制時から既にその祖形を見て取ることができる。彼は一定の国家主権が委譲される国家連合 *Confédération d'Etats* を構想しており、それは安全保障・経済・文化の領域に特に及ぶ考えを示していた。⁽⁷⁾つまり彼は一定程度のヨーロッパ統合の必要性を認めていたのであるが、現実には彼はヨーロッパ防衛共同体(EDC)やローマ条約に強く反対していたため、一般的にはヨーロッパ統合への反対者と考えられていた。しかし実際のところ、ドゴールはドイツに対し協調路線を歩む余地があることを述べていた。「ヨーロッパ国家連合は(筆者による注以下同じ)ドイツとフランス間の協調を必要とする。なぜならば、その協調はヨーロッパ国家連合の基礎となるものだからであり、さもなくばこの国家連合は存在しえないであろう」⁽⁸⁾。

一九五八年という年は、EECならびにヨーロッパ原子力共同体(EURATOM)が発足した年であった。同時に奇しくもこの年は、フランス史にとっても(西)ドイツ史にとっても

戦後史における一つの大きな分岐点となった年でもあった。混沌の一端をたどっていたアルジェリア問題収拾のためドゴールがフランスの政権に復帰したのは一九五八年六月一日のことであり、同年一月二十八日、ソ連邦書記長フルシチョフ(Nikita S. Khrushchev)がベルリンの地位協定に関し自由都市化を求める覚書を西側に提出する。第二次ベルリン危機の始まりである。ドゴールとアデナウアーが仏独両国のそれぞれの最高責任者であった時代は、最初から危機に彩られていた。本章では、一九五八年から六〇年までの独仏間関係において、両国が交渉を積み重ねる中で、序章で触れた三つの争点を共有していくものの(第一節)、一九六〇年からは両国がヨーロッパ政策と大西洋政策の於いて対照的な関係に陥っていく経緯と要因を考察する(第二節)。

(一) アデナウアーの認識の中で最も高いのがソ連の脅威であり、その反映からアデナウアー外交の特徴は次の三つの政策にまとめることが出来る。

① 西側統合政策…アメリカの軍事支援を基にした特別関係としての独米関係の維持。

② 力の政策…ソ連への譲歩でなく西独の国力増加によりドイツ統一は可能という主張。

③ヨーロッパ協調政策・ヨーロッパ内戦争の再発を予防するため、ヨーロッパ統合の推進、取分け対仏和解の推進。

- ただしアデナウアーが、ソ連を共存不可能な敵対国家とまで見做していたかどうかはさらなる議論を要する。いずれにせよ、アデナウアーは以上の政策によって、ソ連の脅威に対抗し西側世界における国際的地位の平等(Gleichberechtigung)を追求した。アデナウアー、ならびに彼の時代の外交政策については以下の文献を参照のこと。Arnulf Baring, "Die westdeutsche Außenpolitik in der Ära Adenauer", in *Politische Vierteljahresschrift*, 9 (1968); Anselm Doering-Manteuffel, *Die Bundesrepublik Deutschland in der Ära Adenauer: Außenpolitik und innere Entwicklung 1949/1963* (Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1988); Sabine Lee, "German Decision-Making Elites and European Integration", in Anne Deighton(ed.), *Building Post-war Europe* (London: St. Martin's Press, 1995); Morsey-/Reggen (Hrsg.), 1971-77; Schwarz, 1975, 1991; Bulmenwitz (Hrsg.), 1976.
- (2) 上原良子「フランスのドイツ政策」油井大三郎(編)『占領改革の国際比較』(三省堂、一九九四年)参照。
- (3) 「ヨーロッパ統合の父」と呼ばれるモネであるが、その功績(乃至は功罪)を学術的に分析した研究は以外に少

ないが、ようやく近年本格的な研究が発表されつつある。Cf. Pascal Fontaine, *Le Comité d'action pour les États-Unis d'Europe de Jean Monnet* (Lausanne: Centre de recherches européennes, 1974); Gérard Bossu/Andreas Wilkens(eds.), *Jean Monnet, l'Europe et les chemins de la Paix* (Paris: Publication de la Sorbonne, 1999). なお激動に満ちた彼の生涯は以下に詳しう。Eric Roussel, *Jean Monnet* (Paris: Fayard, 1996).

(4) 内政上の混乱に彩られる第四共和制にあつて、その外交政策は驚くほど一貫性を有しているが、その要因としてシューマンの存在を無視することはできない。彼は一九四七年一月から一九四八年七月まで首相を務めた後、一九五三年一月まで外相を歴任する。彼が外相を務めていた間に成立した内閣は十を数えた。シューマンについて Raymond Poidevin, *Robert Schuman: homme d'Etat* (Paris: Imprimerie nationale, 1986)を参照のこと。

(5) ドゴール研究には膨大な先行研究が存在するが、本論に關係する範囲で、以下の外交政策研究を参照された。Jean-Paul Bled, "Les conceptions européennes du général de Gaulle à la veille de son retour au pouvoir", in *Revue d'Allemagne*, 29 (avril-juin, 2/1997); Frédéric Bozo, *Deux Stratégies pour l'Europe* (Paris: Plon, 1996); Philip H. Gordon, *A Certain Idea of France: French Security Policy and the*

- Gaullist Legacy (Princeton: Princeton University Press, 1993); Jouve, 1967; Kolodziej, *French international policy under de Gaulle and Pompidou: The Politics of Grandeur* (Ithaca: Cornell University Press, 1974); Loth, "De Gaulle et la construction européenne: La revision d'un mythe", in *Francia*, 20 (3/1993); Hans-Dieter Lucas, *Europa vom Atlantik bis zum Ural? Europapolitik und Europadanken im Frankreich der Ära de Gaulle, 1958-1969* (Bonn: Bouvier, 1992); Vaisse, 1998; Wisenfeld, "L'Europe de l'Atlantique à l'Oural: une formule magique, une vision, une politique", in *De Gaulle en son siècle* 5 (1992); スタンレー・ホフマン『政治の芸術家ドゴール』天野恒雄訳(白水社、一九七七年);アレクサンダー・ワース『ドゴール』内山敏訳(紀伊国屋書店、一九六七年)。
- 近年のドゴール外交研究においては、二つのトレンドがある。第一に、第四共和制時代の政治の表舞台にはいなかったドゴールの外交観と、第五共和制時のドゴールの外交の連続性を強調する傾向である。第二に、ドゴールの「愛国主義」「反統合主義」的言説をイデオロギーとして退け、ドゴール外交の脱神話化を図る動きである。
- (6) 一九五一年十二月二日のドゴールの発言。「ヨーロッパをどのようにして成すか? : 私はヨーロッパの共同体は連合 *Confédération* でなければならないと考えている。各国が自らの主権の一部を委託する…国家連合となるだ

る」⁶ de Gaulle, *Discours et Messages* [henceforth *DM*] (Paris: Pion, 1970), 1946-58, p.482. なお、政治的ヨーロッパの最終的構造に関するドゴールの発言を考察すると、「国家連合」乃至は「連邦 *fédération*」なる言葉が使用されているが、この二つの言葉が示す内容にさしたる違いは見られない。Cf. Loth, *op.cit.*, p.64.

(7) 一九五一年十二月二十九日における国民議会での演説に際しての草稿を、多少長くするが以下に引用する。ドゴールのヨーロッパ統合像とドゴールリアデナウアー時代の独仏提携の原型を窺うことが出来るであろう。

①安全保障枠内において…防衛についての広範囲な組織化…戦力ならびに資源についての準備、整備、使用に関する統一の計画の主要な実行策…主要な司令官の権限…国家によって異なる道德的、技術的一致を確約する措置…連合と他国家もしくは組織、取り分け大西洋制度内でのアメリカとの政策ならびに戦略における協調。

②経済枠内において…ヨーロッパ全体の生活水準の向上に資するため、重要なエネルギー資源、原料、基幹産業、主要な農業資源、輸送体系の開発と発展。

③文化枠内において…学問、芸術、技術の価値とその協力、交流の発展、ならびに教育、研究、出版、演劇、映画、テレビ、ラジオといった手段と道具の活用。」de Gaulle, *Lettres, Notes, et Carnets* [henceforth *LNC*] (Paris: Pion,

1985-), 1951-1958, pp.47f. 特に安全保障枠内における規定の第二文:「戦力…」以下の一文はエリゼ条約Ⅱ-B

(c)の条文と同内容である。

(8) DM, 1946-1958, p.482.

第一節 一九五八年―一九五九年…ドゴールⅡアデナウアー時代⁽¹⁾の始まり

(a) 一九五八年…和解の成立——コロンベ会談——

アルジェリア問題の激化により第四共和制が動揺を来たし、ドゴールの政權登場が必至と思われていたとき、アデナウアーは冷静にドゴールの政權復帰のみがフランス国内政治の解決を導くことができると評価していた。⁽¹⁾しかしこれはアデナウアーにとってはアンビバレントなものであった。というのもアデナウアーは、ヨーロッパ全体の弱体化を惹起しかねないフランスの政權混乱そのものを憂慮する一方で、それを解決しえる人物ドゴールをドイツの利害と対立しかねない「偉大なる国民」「フランスの栄光」を追求する政治家と認識していたからである。⁽²⁾さらにアデナウアーの念頭にあったのは、ドゴールが第四共和制発足直後の政權の座にあった時期にソ連と結んだ仏ソ友

好条約であった。アデナウアーにとってドゴールの政權復帰は、フランスがソ連と結びつき、さらに西側陣營を離脱して第三世界の盟主として君臨する恐れさえあったのである。⁽³⁾一九五八年六月一日ドゴールが第四共和制最後の首相として政權に復帰したのち、アデナウアーはドゴールの政策に対する不安から、速急な首脳会談を執り行うことについては拒否反応を示していた。⁽⁴⁾したがってフランス側は、儀礼を伴うパリへの公式訪問ではなく、ドゴールの私邸のあるコロンベ・レ・デュ・ゼグリーズ(以下コロンベと略す)にて個人的な会談を行なうことを提案し、アデナウアーは最終的にそれを領諾した。

一九五八年九月一日、コロンベにて、ドゴールとアデナウアーは初めて会談を持った。⁽⁵⁾一般的にこの会談において両首脳は友情ともいえる個人的友好関係を樹立したといわれる。しかし両者が相互に表したのは何よりも国家元首としての敬意であった。⁽⁶⁾コロンベ会談にてアデナウアーがまず言及したことは、米ソ関係であった。第二次世界大戦の結果、世界の支配的大国は米ソ二ヶ国のみとなったが、その政策はドイツにとっては常に一定の不確定性を帯びざるを得ない。アデナウアーにとってヨーロッパ統一の必要性はそこにあった。すなわち、ソ連の軍事的脅威に対し独自に対応できる能力を兼ね備えるだけでなく、ア

アメリカに対しても一定の発言権を有することには、ドイツ一国ではおよそ不可能であり、ヨーロッパ諸国を統合して「ヨーロッパ」を創出しなければならないのである。⁽⁷⁾一九六〇年以後の会談とは対照的に、アデナウアーはドゴール以上にNATOに対し不満を呈し、積極的に独仏提携を訴えた。アデナウアーは国際問題について独仏の間で「恒久的対談」を行なうことを提案し、さらに「全ての兵器」が共同管理に付される軍備が必要であると要求した。⁽⁸⁾

最終的にコロンベ会談の合意点は、①外交問題についての独仏間の常設協議の必要性、②共通市場実現の必要性となつた。⁽⁹⁾つまりドゴールが受け入れたのは、アデナウアーの表明に呼応した「ヨーロッパ」構築の必要性だけであつた。すでにこの会談において、①統一ヨーロッパ構築のためには独仏間の提携が必要であること、②そのようなヨーロッパはアメリカに対し自律的であること、という後のドゴールの対外政策の基本認識の柱が表明されていた。しかしこの時には、ドゴールは独仏提携の実現には懐疑的だつた。⁽¹⁰⁾ましてドゴールはアデナウアーが提起したNATO改革について、何の返答もしなかつたのである。確かに、コロンベ会談はきわめて友好的な雰囲気の下に行なわれたが、二ヶ国が積極的な政治提携に乗りだす気運は存在して

いなかった。しかしながら、独仏間の常設協議の設置が議事日程に上つたことは以後の独仏関係に大きな意味を与えた。実際のところ、両者が合意した共通に処理すべき具体的な外交問題にはベルリン問題もNATO改革も含まれてはいなかったが、この常設協議が踏み台となり、独仏間協議は緊密なものとなつていったからである。⁽¹¹⁾

アデナウアーは非常にこのコロンベ会談に満足していた。⁽¹²⁾故なら、この会談によってアデナウアーは従前のドゴールイメーヂを払拭することが出来、それはアデナウアーの対仏協調政策がこれまで通りに継続可能であることを意味していたからである。アデナウアーにとって、この九月一四日のコロンベ会談は、まさにアデナウアーがこれまで進めてきた「フランスとの和解政策の帰結」⁽¹³⁾であると同時に、ドゴール「アデナウアー時代における独仏関係の出発点であつた。というのも、アデナウアーが満足したのは「フランスとの和解」に限つての話でしかない。つまり、アデナウアー自身はNATO政策について満足を表明したわけでは決してなかつたのである。

ドゴールがアメリカ大統領アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 及びイギリス首相マクミラン (Harold Macmillan) に対しNATO改革案に関する覚書を提出したのは、実にその二日

後であった。⁽¹⁴⁾ 覚書において、ドゴールはNATOが全自由主義世界をカバーしきれていないことを訴え、英米仏が戦略的政治的レベルでの安全保障のために組織化されねばならないと主張する。⁽¹⁵⁾ 詰まる所、この覚書は西側陣営における英米仏三ヶ国の三頭支配体制 (directoire à trois) を意図していた。しかしコロンベ会談に際して、このような覚書を発表することにフランス側は触れなかった。実の所この覚書の原稿は九月一日にドゴールが手書きで執筆し、草案はコロンベ会談の時点で作成済みだったのである。⁽¹⁶⁾

コロンベ会談においては、アデナウアーが彼の観点からNATO改革の必要性を訴えたのに対し、ドゴールはヨーロッパのアメリカからの自律性の必要性のみに理解を示しただけだった。確かにドゴールは「ヨーロッパ」の独自の存在の創出を考えていた。しかしそれは「核保有国クラブの対等な一員」としてのフランスに代表されていた。そこにはドイツに対する配慮はなかった。何故なら、「独仏関係は、ドイツが野心を持たないでいるかぎり満足なものである」⁽¹⁷⁾ ったからである。「この国は三つに分割され、常に一定のコントロールの下で機能している。：したがってドイツは今日他の三ヶ国「英米仏」と同じような発言力を持ち得ない」⁽¹⁸⁾。ドゴールにとってフランスは世界大の国

家であらねばならないのに対して、ドイツは「ヨーロッパの外では輝きを失った」⁽¹⁹⁾ 国家であった。

この覚書はアデナウアーの元に手交されることすらなかった。アデナウアーは、パリ大使ブランケンホルン (Herbert Blankenhorn) がNATO事務総長スパーク (Paul-Henri Spaak) ⁽²⁰⁾ から提示されたフランス語のテクストの内容と、マクミランとの会談 (一九五八年一〇月八日) の際の話し合いから、覚書の内容を知るしかなかった。アデナウアーは総論としてのNATO改革には理解を示すものの、このドゴールの独断的行動には不信感を覚えざるを得なかった。⁽²¹⁾ また確かにNATO改革の必要性和いう点で両者の意見が一致してるとはいえ、ドゴールの意図する三頭支配体制は、とうていアデナウアーの受け入れられるところではなかった。実際、アデナウアーはこの覚書が意図する改革は受け入れられないとフランス側に伝えている。⁽²²⁾

ドゴールの働き掛けにも関わらず、この覚書は、アイゼンハワーにもマクミランにも受け入れられなかった。⁽²³⁾ マクミランは、英米仏から構成されるような「あなた「ドゴール」の考えに合う組織が、NATOの現実的機能を満たすかどうかは、確信できない」し、また「NATO委員会を取り上げられる政治的議論はNATO領域に限定されない」ことを述べやんわりと断り

の姿勢を見せた。他方アイゼンハワーは、「他の同盟国や自由世界の国々に、自らの重大な利害にかかわる根本的決定が関与されることなく下される、という印象を与える体制を採用するわけにはいかない」と強く反対したのであった。

その後ドゴールはアデナウアーに釈明を行ない、一旦はこの問題は沈静した。しかし後で見ると、ドゴールはこの英米仏の三頭体制路線を依然追求し、それは最終的には一九六二年まで続くことになる。

このような揺れ戻しの後、一九五八年一月二六日に、ドイツのバート・クロイツナッハにて、ドゴールとアデナウアーの二回目の会談が行なわれた。ここでの議論は、経済問題とベルリン問題であった。⁽²⁴⁾既に一月二〇日には、フルシチョフはベルリンの占領終結計画をアデナウアーに通告しており、ベルリンの地位をめぐる問題が議事日程に上っていた。クロイツナッハ会談において、アデナウアーは西側三国が連帯しソ連に対抗するようドゴールに求めた。しかしドゴールは明言を避け、さらにソ連の危険性には疑問を呈した。「重要なのは協調し、共通の立場を取ることに合意することであり、ソ連が外交活動に関与するようにさせること」⁽²⁵⁾であった。ドゴールは西側が一枚岩になるところか、反アメリカ的姿勢とNATOの改革を訴え

た。「別の形態のNATOが必要」であり、「アメリカはヨーロッパとは別の世界であって、我々を支配させるままにしてはならない」⁽²⁶⁾。実際のところ、クロイツナッハ会談後に出された共同声明においてはベルリン問題に対する独仏両国間の連帯が喧伝されたのであるが、ソ連に対する危機意識は、アデナウアーとドゴールの間では明らかな温度差が存在していただけでなく、ドゴールが訴えるNATO改革の内容もアデナウアーが想定するそれとは異なっていた。⁽²⁸⁾

そしてその翌日、フルシチョフは突如、非武装中立化されたベルリンの自由都市化を要求する最後通牒を、西側各国に突き付けたのである。以後三年にわたって、ドイツ国内問題にとどまらず東西冷戦最大の舞台となる、第二次ベルリン危機の始まりであった。⁽²⁹⁾

(b) 一九五九年…協調と対立——ベルリン危機とドゴール外交政策——

一九五八年から始まったドゴール「アデナウアー時代」は、当初からヨーロッパ政策における合意、NATO政策における総論的合意と各論的不一致、二国間での独仏友好関係の推進という特徴が顕れていた。ドゴールの外交政策は、後に見るように、

ヨーロッパ政策とNATO政策、自国の防衛政策が三位一体となった論理構造を有していた。一九五九年という年はドゴールの外交政策、彼の「グラン・デサン」が展開し始めると同時にベルリン危機の展開から独米関係が冷却化し、それが独仏間関係に対しても影響を与え始めた年であった。また同時に独仏二国間での提携をどの領域で推進するかについて、後のエリゼ条約に盛り込まれる外交、軍事、文化の三領域が独仏両国で提起されることとなった。

コロンベ会談で話し合われたドゴールのヨーロッパ構築政策の最初の展開はイタリアとの関係でなされた。三月一九二〇日にドゴールがイタリアを訪問し、他国にも開放的な独仏伊三ヶ国の政治協力を提案した。⁽³⁰⁾引き続き六月二二―二七日に再びドゴールは訪伊し、「組織的ヨーロッパの協力」ならびに「政府首脳の定期会談」⁽³¹⁾を提案した。そして九月四日の仏伊会談において、外相級定期会談の組織化のため、EEC外相会談を一〇月に行なうことに合意し、⁽³²⁾同内容を一〇月一三日のブリュッセル会談にて仏伊は共同で提案した。⁽³³⁾これに対しドイツ外相ブレントナーノ(Heinrich von Brentano)⁽³⁴⁾は、当該政治協力は大西洋同盟を妨げないものであること条件に仏伊提案に同意を与えた。こうして十一月二三日にストラスブールで開催されたEEC外

相会談にて、常設協議の設置が賛成されたのである。⁽³⁵⁾

他方、このようなドゴールの積極的なヨーロッパ政策の展開は、彼の防衛政策の展開と表裏一体であった。一九五九年の頃には、フランスは自国の核開発の成功に自信を持つようになっていた。すでに一九五八年には、ドゴールは当時アメリカ国防長官であったダレス(John F. Dulles)⁽³⁶⁾にフランスの核兵器の所有は時間の問題であることを示唆していた。またドゴールが英米に提起した覚書において、英米仏三ヶ国の核兵器使用の第一段階として、アメリカの核使用決定権の独占状態を英仏に開放させることが提案されていた。しかしフランスは自国の核兵器の所有可能性が決定的となった後も、NATOの軍事統合への反対と、⁽³⁷⁾にもかかわらず西側同盟内での英米仏指導体制追求の一見相反する方向性を追求する。しかしこの二つの方向性は矛盾するものではない。何故なら自国の核兵器所持が可能となつてこそ、フランスは英米の肩に並ぶ西側の大国の地位を保持し得るからである。一九五九年一月三日における士官学校でのドゴールの演説⁽³⁸⁾が示すように、核兵器の自国保持はドゴールの国家戦略の根幹にかかわることだった。

このようなフランスの外交政策はドイツの利害と相対立するものであったが、それが直線的に独仏間の関係悪化につながっ

たわけではない。というのも、取分け当時のドイツとフランスを取り巻く国際政治の環境の要因、すなわち前年末よりにわかに深刻化したベルリン危機を無視できないからである。⁽³⁹⁾

フルシチョフは最後通牒を発した後、ベルリン問題を討議するため西側に首脳会談の開催を申し入れ、その予備会談の形で英米仏ソ四ヶ国外相会談で東西間の交渉が重ねられた。五十九年の諸交渉の結果東西対立は一時的に緩和し、⁽⁴⁰⁾西側首脳は東西首脳会談の開催の実現可能性が高いことを確信するようになった。⁽⁴¹⁾一九五九年二月一日から二日まで行なわれた西側首脳会談で、各国首脳は翌一九六〇年五月にパリでの首脳会談の開催に合意したのである。

しかしアデナウアーはこのような流れに諸手を挙げて歓迎していたわけではない。アデナウアーにとつて、西側大国がソ連との交渉の際ドイツを犠牲にして妥協を引き出すという恐怖は消えることがなかった。またさらに英米仏主導のベルリン問題解決ではドイツ外交の独自性が発揮し得なかった。このままでは西ドイツは「他国の政策の客体となる状態に舞い戻ることになりかねない」⁽⁴²⁾。アデナウアーの強硬な東方政策の担保は「盟友」ダレスの存在とフランスの支持であつた。⁽⁴³⁾常に妥協的なイギリスの態度と比べれば、⁽⁴⁵⁾あくまで支持を約束するドゴールの

姿勢は彼の信頼を得るのに十分であつた。さらに、ダレスの死去以後、⁽⁴⁶⁾アデナウアーの望むような対ソ強硬政策は戦略的にも財政的にも不適格とされる。そしてアメリカが大陸ヨーロッパからの撤退する傾向が顕在化していくだけでなく、アメリカのNATO内指導力の発揮も低下していくのである。ダレスはアデナウアー時代の独米関係の緊密さは消滅してしまつた。アデナウアーから見れば、「ダレスの死後、アメリカの政策は予測の出来ないものになつた」⁽⁴⁷⁾のである。この結果ベルリン問題において、ドイツが望む支持を約束する国はフランスのみとなつた。このような独仏の接近がエリゼ条約への道を切り拓いたのであろうか？ しかしこの時期、ドゴールはまだベルリン問題解決のため独仏二国間の提携強化の方針をはっきりと定めたわけではなかつたことに留意しなければならない。⁽⁴⁸⁾

ベルリン問題における最大の問題は、実は「核」⁽⁴⁹⁾にあつた。核兵器の東西双方の所有こそが第一次ベルリン危機と第二次ベルリン危機の特質を別つ最大の要因であり、ベルリン問題における交渉は、東西各国が各々の戦略を突き合わせどのように調整するか、という問題であつたのだ。したがって、ベルリン問題は東―西関係のみならず、これ以降西―西関係、取分け独米関係と仏米関係を大きく問題化することになる。

このような環境におかれた独仏両国において、五九年に話し合われた独仏提携は如何なる性質であったのだろうか。一九五九年三月三―四日の二日間に渡り、パリ郊外においてマリ・ル・ロワ会談⁽⁵⁰⁾が行なわれた。三日の外相級会談において、ブレンターノはEEC六ヶ国間での政治協議の組織化について検討を行なうことを提案した。これを受けて仏外相グループ(Maurice

Couvé de Murville)はEEC全体で会合を持つより先ず独仏二ヶ国で会合を持つほうがより有益である、との考えを示したが、ブレンターノはEEC内における独仏二ヶ国⁽⁵¹⁾で支配権を握っているような疑いのかかる行為には慎重であった。しかしながら、制度化によって多国間会談が実現すれば、事前交渉としての独仏二国間会談の余地が生まれる。ブレンターノはこのような独仏対話については賛成の意を隠さなかった。⁽⁵²⁾

三月四日の全員会談において、ドゴールはアデナウアーに対してベルリン問題でのドイツの立場に理解を寄せ、支持を約束した。そのうえでドゴールは独仏間にNATO問題を筆頭に意見の一致を見ない点があることを認めつつも、独仏両国間での合意の成立がこの危機の解決に重要な位置を占めるのだと、両国間の連帯を強く求めるのであった。しかるにドゴールは同月二五日のエリゼ宮での記者会見において、ドイツの再統一に政

権復帰後初めて賛成したのであるが、同時にドイツの国境は現時点で確定されていると述べ、間接的にオーデル・ナイセ線を承認したのである。⁽⁵³⁾これに対してアデナウアーは、六月二八日にケルンにて、「旧領土のいかなる部分も条約なくして割譲はできない」とオーデル・ナイセ線の不承認をはっきりと打ち出した。⁽⁵⁴⁾

このような協調と対立が混在するなかで、独仏両国は二国間の軍事分野における協力を模索していた。マリ・ル・ロワ会談に先立つ一九五九年二月一六日、ブランケンホルンとフランス首相ドブレ(Michel Debré)⁽⁵⁵⁾が会談を行ない、そこで独仏間の軍事提携についての話し合いがもたれた。フランス側は、わけでも弾薬の補給と部隊支援施設における提携を求めた。対応の規模の兵力を確実に供給する後方部隊を西ドイツが確保できなければ、西ドイツは実効ある防衛を果たすことができないとフランス側は判断していたからである。さらにフランスにとつては独仏が密接な提携を果たすことで、西側の安全保障共同体を強化するだけでなく、英米に対して、大陸ヨーロッパが防衛上の緩衝材ではなく独自の防衛力となることを訴えることも必要であった。

同年一二月一日・二日にかけてパリにて独仏首脳会談が行な

われた。オーデル・ナイセ線を容認したドゴールの三月二五日の演説に独仏間の危機を感じていたアデナウアーは、両国がさらに緊密な関係を築くようドゴールに提案する。⁽⁵⁶⁾ アデナウアーにとってこの密接な独仏間関係の構築は、彼が以前から推進してきた対仏友好政策の一層の強化の形を取っていた。アデナウアーの言を受けドゴールは、EECともNATOとも異なる「特別の結合」を意図しているのかそれとも単にこの枠内での話なのか、と質した。アデナウアーが欲していることは「独仏の友好関係を恒久的なものとして確立すること」⁽⁵⁷⁾だった。具体的にアデナウアーが挙げたのは文化的な協調だった。双方の国民が互いをより理解し会うためには、既存の文化提携の団体を発展させ、青少年の交流を進展させることであり、特別な組織を創設する必要はない、と。青少年交流の促進は後のエリゼ条約における独仏提携の柱の一つとなるのだが、その直接的源流はこのようなアデナウアーの言明にあった。

ただし、このような文化交流の促進にアデナウアーが固執していた、と判断するには慎重を要する。というのも、アデナウアーにとって重要であったのは、ドイツにとっては全く有利な展開にならないベルリン危機のなかでフランスの従前の支援表明とは裏腹のオーデル・ナイセ線の認知に対する危機感と、ア

メリカの対大陸ヨーロッパ安全保障問題と直結する、従ってドイツの安全保障に真正面から関わるNATO政策に関する独仏間の不一致であったからである。⁽⁵⁸⁾

これに対しドゴールが必要とする独仏間の緊密化のイメージは明らかにアデナウアーと異なっていた。ドゴールにとって独仏両国が可能なかぎりその提携範囲を広げることが望ましかった。既にEECの枠内で経済提携は果たしている。外相会談の常設化についても合意に至っている。最終的には外交政策と防衛だった。なぜなら「アメリカがいずれヨーロッパ大陸から撤退したとき、「外交と防衛」領域での協調に至らなければならぬ」⁽⁵⁹⁾からであり、ドゴールにとってアメリカの撤退は有りうべき事態であった。これは、西ドイツがアメリカのヨーロッパからの撤退を最も回避すべき重大な自国の安全保障上の損失と想定していたのとは対照的であった。その上でドゴールはこの領域において両国が特別な協定を結ぶ可能性があることを隠さなかったが、他方で例えば独仏両国で一つの国会parlementを共有するといった新しい「独仏議会」を創設することで独仏両国の提携を図るアブローチは論外だった。⁽⁶⁰⁾

このような乖離から、この議題については合意は形成されなかった。⁽⁶¹⁾ しかし経済協調よりも外交政策と防衛領域での政府間

協議の組織化促進というドゴールのヨーロッパ政策は、この時既に明確な傾向を示していたのである。

一九五八年から五九年にかけてのドゴール政権復帰以後の独仏間関係においては、「独仏関係」ないしは「独仏友好」はスローガンとはなりえても、それを体現する政策が取られた訳ではない。ドイツ側においては、アデナウアーもまた外務省高官も、独仏友好とはあくまでドゴールのフランスがヨーロッパにおいて孤立的かつヘゲモニー追求的な政策を取らせることのないよう働き掛け、独仏両国が共通の立場を取ることを意味していた。⁽⁶²⁾ 具体的には、ベルリン問題におけるフランスの支持であり、EECの経済問題において両国が足並みを揃えること⁽⁶³⁾にあった。他方フランス側においては、ドイツとの協調関係は、少なくともヨーロッパ政策における軸として不可欠であった。問題はNATO政策と軍事提携であった。別けても「核」をどのよう⁽⁶⁴⁾に扱うか——それがフランスのであれアメリカのであれ、それともヨーロッパのであれ、当初から独仏間の対立要因であり続けた。

- (一) Konrad Adenauer, *Erinnerungen, 1955-59* (Stuttgart: DVA, 1967), p.409.

(2) *Ibid.*, pp.408ff.

(3) *Ibid.*

(4) Marcowitz, *op.cit.*, pp.24f.

(5) *Documents diplomatiques français* [henceforth DDF], 1958-T2, doc.155; Ulrich Lapeküpfer(Bea), *Bundesrepublik Deutschland und Frankreich: Dokumente, 1949-1963*, Band I Außenpolitik und Diplomatenhelfenceforce BDFD], Nr.227 [ACDP, NL, Jansen, I-149-006].

(6) Charles de Gaulle, *Mémoires d'espoire* (Paris: Plon, 1970), pp.184-190.

(7) このアデナウアーの統一ヨーロッパを求める必要性は、ドゴールのそれと同じと言ってよい。最終的にエリゼ条約に至るまでの交渉でヨーロッパ政策については常に両者の協調が崩れなかった理由は、ここににある。

(8) 一九五七年より、独仏伊三国による核提携の話し合いが持たれていた。そして一九五八年一月にはフランス領内のアイソトープ分離施設に対する共同出資が合意され、一定の進展を見せていたのであるが、ドゴールは政権に復帰した後、この提携の凍結を決定し、三国による核提携は実質破棄された。ここでのアデナウアーの要求は、このような三カ国の核提携を念頭になされたものと考えられる。Cf. Vaisse, "Autour des accords Chaban -Strauss, 1956-58"; Colette Barbier, "Les négociations franco-germano-

- italienne en vue de l'établissement d'une coopération militaire nucléaire au cours des années 1956-1958"; Eckard Conze, "La coopération franco-germano-italienne dans le domaine nucléaire dans les années 1957-1958. Un point de vue allemand"; Leopold Nuti, "Le rôle de l'Italie dans les négociations trilatérales, 1957-1958", all in *Revue d'histoire diplomatique*, (1-2/1990).
- (6) BDFD, Nr.227.
- (10) その理由としてドゴールは、西ドイツにとつては再統一問題が、フランスにとつてはアフリカ(旧植民地)問題が大きな足枷になるという認識を述べている。
- (11) しかしこの非公式的な独仏協議は常態化し、後にエリゼ条約の締結過程にて同様の恒久対談の制度を規定しようとした際、すでにそのような対談は慣例化し、制度的規定に重要な意味を付与し得たかどうかは疑問の余地があるといえる。Cf. Ziebur, *op.cit.*, pp.137ff. 合意した外交問題は次の五点: 軍備縮小、中近東問題、東西間の経済提携、共同軍備生産、自由貿易圏。Cf. BDFD, Nr.227.
- (12) 翌九月一六日、ボン駐在の仏大使セイデュ(François Seydoux)と対談したアデナウアーは、ドゴールを「盲目的愛国者ではまったくない」「国際問題に非常に精通した」「独仏関係の重要性を完璧に理解している」人物と評した。DDE, 1958-II, doc.159. 特にドゴールの「フランス人
- は誇大妄想つまり過大評価に苦しんでいる」という表明は、大きな驚きであったという。Hans-Peter Mensing(ed.), *Unter vier Augen. Gespräche aus den Gründerjahren: 1949-1959/Adenauer-Heuss* (Berlin: Siedler, 1997), Nr.66.
- (13) *Ibid.*
- (14) 覚書の文面についてはDDE, 1958-II, doc.165; アルフレート・グロセール『欧米同盟の歴史』土倉莞爾他訳(法律文化社、一九八九年)下 pp.289f. に日本語訳が全文収録。
- (15) その組織とは、一方で世界大の安全保障政策について共同決定を行ない、他方で、とりわけ核兵器使用に関する戦略活動計画を実行に移すものであった。要するにフランスの要求は、NATOの活動範囲を広げたうえで、英米の核支配にフランスを参与させることであった。*ibid.*
- (16) LNC, 1958-1961, p.83-84.
- (17) 一九五八年七月五日ダレスに対するドゴールの発言。*Foreign Relations of the United States* [henceforth FRUS], 1958-1960, Vol.7 Part2 [henceforth FRUS7-2], Doc.34.
- (18) 五八年一二月一五日ドゴールとダレス会談でのドゴールの発言。FRUS7-2, Doc.151.
- (19) *Ibid.*
- (20) EECの基礎を形成したスパーク報告で有名な元ベルギー首相スパークは、一九五七年から一九六一年までN

- AATO事務総長の職にあり、その後一九六一年から一九六六年までベルギー外相を務めることになる。
- (21) 一〇月一日付けのアデナウアーからドゴールへの書簡。DDF, 1958-II, doc.240.
- (22) アデナウアーと仏外務省次官ジョックス (Louis Joxe) 会談におけるアデナウアーの言明。ibid., doc.293.
- (23) マクミランとアイゼンハワーのドゴールへの返答については、それぞれ ibid., doc.272, doc.273.
- (24) Ibid., doc.370.
- (25) Ibid., p.758.
- (26) Ibid., p.762.
- (27) *L'Année politique*, 1958, p.479.
- (28) ドゴールがはつきりとNATOの機構改革を打ち出したのに対し、少なくともこの時点でアデナウアーは、NATOの機構改革には反対する。しかしアデナウアーのこのような機構改革への反対は一九六〇年に入ると見られなくなる。DDF, 1958-II, p.763.
- (29) 第二次ベルリン危機については差当り以下の文献を参照。Butler, "The Berlin Crises, France, and the Atlantic Alliance, 1947-1961", in O'Neill/Hausert(eds.), *Securing Peace in Europe* (1992); Joachim Arendt, *Der Westen tut nichts!* *Transatlantische Kooperation während der zweiten Berlin-Krise* (1958-1962) *im Spiegel neuer amerikanischer Quellen* (Frankfurt, 1993); James G. Richter, *Khrushchev's Double Bind: international pressures and domestic coalition politics* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1994); Schake, *op.cit.*; 岩間陽子「ベルリン危機とアイゼンハワー外交―『大量報復戦略』の限界―」『法学論叢』一四一・一四二巻(一九九八年)
- (30) DDF, 1959-I, doc.174.
- (31) Ibid., doc.371.
- (32) DDF, 1959 T2, doc.109.
- (33) Ibid., doc.187.
- (34) プレンターノは一九五五年にアデナウアーの後任として外相に就任したアデナウアーと極めて親密な関係にあった人物である。また外相就任まで彼は西ドイツ成立時からのCDU/CSU議員団の代表を務めていた。
- (35) Ibid., doc.257.
- (36) 一九五八年七月五日のドゴール・ダレス会談にて。FRUS7, Doc.34.
- (37) ドゴールは一九五九年四月までに既に以下のようなNATOとフランスの結びつきを弱める措置を取っている。①アメリカのIRBMの発射基地をフランス領内に置くことを認めないこと、②核兵器管理権限をフランスが持たない限り、核搭載機の仏領内駐留を認めないこと、③フランス空軍をNATO統合軍の枠外に置くこと、④

フランスの地中海艦隊を戦時においてもNATOの指揮下に入れなかつた。『国防』148.

(38) DM, op.cit., pp.125-129.

(39) 実の所、アデナウアーの周辺では十一月三日のドゴールの演説はその直後にはそれほど問題視されず、むしろ三月にドゴールが表明したオーデル・ナイセ線容認の方が問題として取り上げられた。第二次大戦敗戦国たるドイツの東部国境をオーデル・ナイセ線とする決定はソ連が提案したものであり、それをフランスが認知することは、ベルリン危機におけるフルシチョフへの譲歩になりかねないこととして認識されたからである。そしてこのドゴールの表明に反発するも、アデナウアーはベルリン危機におけるフランスの支持を取付けるため、ドゴールを取り込みドイツ国内を説得しようとする。Günter Buchstab(ed.), Adenauer: "...Um den Frieden zu Gewinnen", Die Protokolle des CDU-Bundesvorstandes 1957-1961 (Düsseldorf: Droste, 1994), pp.441-445. ドゴールの表明は本節註

(53) 参照。

(40) 一九五九年におけるベルリン危機の展開の概略は以下の通りである。一月九日、一〇日にソ連は相次いで覚書と対独平和条約案を西側に送付した。西ドイツとしてはこれは受け入れられるものではなかったが、アデナウアーはソ連との交渉用意があることを言明する。二月三日、

マクミランがモスクワを訪問し直接フルシチョフと会談してベルリン危機の打開を図ったが大きな成果を得ることとは出来なかった。逆にこの時マクミランがソ連に譲歩して妥協を図ろうをしたため、アデナウアーはイギリスに対し大きな不信感を持つこととなった。他方ダレスは二月三日から八日まで対ソ協議のため英仏西ドイツを歴訪し、対ソ強硬姿勢を見せつつも、同月一三日に東西ドイツ代表も参加し得る四カ国外相会談を提案した。三月二日ソ連は、西ドイツを含む外相会談をジュネーブで開催することに合意し、最終的にその日程を五月一日にすることに同月二〇日同意した。ジュネーブ外相会談は五月から八月まで断続的に開催され、同年九月にフルシチョフがソ連首脳をして初のアメリカ訪問を行ない「キャンプデービット精神」と呼ばれる、一時的な緊張緩和状態が生じるに至ったのである。

(41) 例えばドゴールからアイゼンハワーへの書簡。LNC, op.cit., pp.265f.

(42) 西独外務省次官からブレンタノへの報告。Klaus A. Maier/Bruno Thoss(Hrsg.), *Westintegration, Sicherheit, und deutsche Frage: Quellen zur Außenpolitik in der Ära Adenauer 1949-1963* [Henceforth WSDf] (Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1994).

(43) ダレスとアデナウアー関係を詳しく論じたものとして

Dieter Oberndörfer, "J. F. Dulles und K. Adenauer", in Bulmenwitz(Hrsg.), 1976. またダレス外交を多面的に論じたものとして Richard H. Immerman(ed.), *John Foster Dulles and the Diplomacy of the Cold War* (Princeton: Princeton University Press, 1990). を参照(シム)。

- (44) 一九五九年二月一日から二日間行なわれた独仏首脳会談において、ベルリン問題についてDDRの承認ならびにベルリンの地位修正は受け入れられないことで、独仏両国は「完全に」一致したとする。DDF, 1959-T2, doc.263.

- (45) おそらくアデナウアーの目には「宥和政策」にしか映らなかったであろうこのイギリスの態度は、しかし、弱腰ではない。マクミランを筆頭にしていたイギリス外交の当事者は、西ドイツが受容し得るソ連との妥協点が存在すると確信していた。そのような信念を支えていたのは、彼らが「フルシチョフはいざというとき核戦争を仕掛けてくる」と考えていたからという指摘がある。逆にドゴールとアイゼンハワーはフルシチョフは本気で核戦争を望んではいない、と考えていた。しかしこのような指導者間のパーセプションの相違がそのまま現実の政策の相違に反映されているわけではない。 Cf. Schake, *op.cit.*

- (46) ダレスは一九五九年二月の訪欧からの帰国直後より体調を悪化させ、ジュネーブ外相会談のただなかの五月二

四日死去した。

- (47) Horst Osterheld, "Ich gehe nicht leichten Herzens...", (Mainz: M. Grünewald, 1986) p.169.

- (48) マリール・ロフ会談の仏外相官房あて報告書。DDF, 1959-I, doc.131, Annexe.

- (49) Schake, *op.cit.*

- (50) DDF, 1959-T1, doc.131. 同会談においては、主にベルリン問題と前日の三月二日に提出されたソ連の覚書に対する対応方針が議題の中心を占めた。

- (51) たとえば五月六日の独仏会談での表明。DDF, 1959-I, doc.270.

- (52) プレンターノはEEC通商政策協議について、他国が後から参加可能な、全体会議に先ずる独仏二ヶ国会談に賛成する。 *ibid.*

- (53) DM, 1958-1962, pp.82-87.

- (54) Adenauer, *Reden 1917-1967: eine Auswahl* (Stuttgart: DVA, 1975), pp.404f.

- (55) Herbert Blankenhorn, *Verständnis und Verständigung, Blätter eines politischen Tagebuchs* (Frankfurt: Propyläen, 1980), pp.345-348.

- (56) この会談は各日に二度の計四度の会談が開かれ、うち三日の第三回会談のみがドゴールとアデナウアーの一対一会談である。興味深いことに、独仏関係に関する議題

は主にこの第三回会談に集中し、ドブレや両外相、大使が出席した第一・第二会談ではよりアクチュアルな問題に討議の大半を費やしたのとは対照的である。DDF, 1959-II, doc.263.

(57) *Ibid.*, p.663.

(58) アデナウアー回顧録での同会談の叙述箇所の中には、独仏友好関係の記述が一切ない。Cf. Adenauer, *Erinnerungen, 1959-1963* [henceforth A. Bd4] (Stuttgart: DVA, 1968), pp.17-21.

(59) DDF, 1959-II, doc.263, p.664.

(60) *Ibid.*

(61) *Ibid.*, doc.270.

(62) クロイツナッハ会談を参照せよ。Cf. BDFD, Nr.229 [PA, B 24, BI.295]; Nr.232 [PA, B 24, Bd.286].

(63) *Ibid.*

第二節 一九六〇年・ランブイエ会談——ドゴールのヨーロッパ政策の展開と独仏間の確執——

(a) 確執の系譜：フランスの核兵器所有とバリ首脳会談

一九六〇年は、独仏提携と同時にドゴール・アデナウアー関係に最初の危機が訪れた年であった。協調はヨーロッパ政策を

めぐって形成され、危機はNATO問題をめぐって起こった。同年の間に構築された問題の構図は、以後ドゴール・アデナウアー関係の在り方を規定することになる。

同年二月三日、アルジェリア南部のレガヌにてフランスは自国による最初の原子爆弾の爆破実験に成功した。フランスが米英ソに次ぐ第四の核保有国となった瞬間である。この核の炎がサハラ砂漠の一角に姿を現したとき、それはドゴールの核戦略の転轍器を踏む最後の、そして最高の一押しとなった。そもそもドゴールは、第二次大戦直後から核兵器の持つ重要性を理解し、自らの対外戦略を核兵器保有と不可分の形で構想していた。フランス独自の核兵器の所有が現実となったことで、ドゴールの外交政策はより明確な方向性に従って顕在していく。ドゴールはすぐに行動し始めた。彼は翌三月一三日にロンドンにてマクミランと会談を持ち、直後の三月二三日から四月三日までフルシチョフをフランスに招き、そして翌四月二二日にはアメリカを訪問する。

フランスの核爆発成功に対するドイツ政府の反応は、当初冷静であった。ドイツ外務省次官シェルペンベルク (Albert von Schöpenberg) が各国の外交官に送付した二月一四日付けの文書においては、樂觀的かつ好意的な所感が見受けられる。⁽²⁾ フラ

ンスがドイツの同盟国である以上、核を備えたことによるフランスの防衛力強化はドイツにとっても望ましいものである。またドイツの議員団も、SPDを除けば少なからず理解を示した。⁽³⁾

他方、アデナウアーの反応は極めて冷静であった。⁽⁴⁾後のアデナウアーの言明に対し、この平坦さは奇妙とさえ言える。この時期のアデナウアーの態度が斯くの様相であった理由は次の二つが考えられる。第一に、核問題以上にアデナウアーが敏感に反応していたのは、実はドゴールの英米との話し合いであったことである。というのも、この時点でフランスの核兵器をどのように対処するかについて状況は流動的であり、すでにドゴールが明確に表明したNATO改革の産物としての三頭体制の成立の方がより現実的な懸案事項であったからである。第二に、しかしながら同時にアデナウアーはフランスの核兵器をヨーロッパに組み込むことも想定していたため、フランスが旗幟を鮮明にするまで自らの発言を控えたことが考えられる。

秘密裏に英米仏三頭指導体制が構築されているのでは、と恐れるアデナウアーは、パリ四カ国会談直前に開かれたドゴールⅡアデナウアー会談(五月一四日)において、イの一番にドゴール⁽⁵⁾に対して三月・四月における英米会談の内容を糾した。ドゴ

ールはアデナウアーに対し、フランスの意図はアデナウアーの意図と同一であり、フルシチョフとの交渉で西側が譲歩すれば、フランスにとっても深刻な事態となることを強調して彼を宥めた。⁽⁶⁾実際ドゴールはマクミランとの会談で、マクミランがベ

リン問題について譲歩する用意があることをほのめかしたのに対し、BRDへの「全面的支援」を行なう様求めたのであった。⁽⁷⁾会談数日前にNATO欧州方面最高司令官(以下SACUERと略す)ノースタッド(Louis Norstad)から独自の中欧軍事査察システムの提案を受けたアデナウアーは、明らかにアメリカのNATO軍事統合に対する姿勢に不安を感じていた。⁽⁸⁾このアデナウアーの不安を敏感に察したドゴールは、パリサミットの後、ヨーロッパ防衛、特に独仏の軍事的提携についての話し合いを持つことを提案した。⁽⁹⁾

しかし、三月一三日のドゴールⅡマクミラン会談においてNATO問題について両者が一致した見解は、まさにアデナウアーの恐れるNATO改革ヴィジョンに他ならない。実際マクミランはドゴールとの定期的会合(例えば三カ月に一回)の必要性について触れ、この両者でうまくいかない場合は、アイゼンハワーもしくはその後継者を含めた三者会談を行なうことを提案している。⁽¹⁰⁾つまりNATO改革としての三頭体制について仏英

の意見は一致していた。反対していたのはアメリカである。この対立の構図は主に核をめぐる英米仏間の綱引きに由来する。⁽¹²⁾ 後に見るように、NATO内ポリテイクスと核兵力の所有の有無・核技術の程度は不可分のものであり、この点につき、仏英の要求はアメリカの西側陣営における優越性を揺るがしかなないものだったのである。

周知のように、このパリ四カ国首脳会談は、その半月前の五月一日の米偵察機U2がソ連領域内で撃墜されるU2事件によって失敗に終わった。この失敗を受け、ドゴールはヨーロッパ独自の防衛力の創出の必要性をはっきりと認識するようになる。ドゴールは五月一八日付けの、彼の息子フィリップへの書簡においてこう述べている。「この敵対的な両国の双方ともが、戦争に突入することを望んでいるわけではない。したがっていつの日か対話に戻ることが必要だ。我々に関することから導かれる結論は、我々は我々自身によって存在しなければならいことだ。特に、有効な核兵力が我々には必要だ」。⁽¹³⁾

この後からドゴールはNATO改革とヨーロッパ政治同盟政策の実行に着手する。ドゴールが呼び掛けた「大西洋からウラルまで」のヨーロッパは和解をしなければならない、という表明は、⁽¹⁴⁾ 危機的な冷戦状況に対するドゴール流の緊張緩和政策で

あったと言える。ドゴールにとってヨーロッパの防衛はヨーロッパ人の手で行なわなければならないかった。そのヨーロッパに実質的な軍事戦略上の裏打ちを与えるのがフランスの核戦力であり、有機的に組織化され一体となったヨーロッパ政治同盟である。U2事件から始まった東西対立の再激化は、翌年八月一三日のベルリンの壁構築によって一つの山を迎えるが、その期間に平行してフランス主導のヨーロッパ政治同盟運動が推進されたのは偶然ではない。

しかしこのフランス外交政策の展開は、西ドイツにとっては両刃の剣であった。「大西洋からウラル」迄のヨーロッパ友好を呼び掛けた五月末の演説において、ドゴールは同時に「フランスは自衛をする用意がある。…フランスは大西洋同盟の中で個性を持ち、自らの役割を果たさなければならない。それは、フランスも核兵器を装備することだ」⁽¹⁵⁾とも表明していた。この発言は一見するとフランスの核兵器はあくまで自国のために存在することを言い表わしているようだが、実はそうではない。

これまで見たようにドゴールは核兵器とフランスとNATOの関係を幾つもの論理でつなげていた。このドゴールの曖昧さが、アデナウアーのそして西独の対仏政策のブレを生むことになる（第二章参照）。

アデナウアーの考えるフランスとNATOのあるべき関係が、七月二九日から予定されていたランブイエ会談直前の七月三三
日及び二五日にドブレが国民議会で行なつた答弁をめぐる問題
ではつきりと現れた。ドブレは「国家は二つの種類に分別する
ことができる。一方は核ミサイルを所有し、他方は所有してな
い。前者のみに参加する権利があり、後者は衛星国ではない」
と答弁した。さらに二五日には政府声明でこう発言した。「西
側国家間の同盟、特に米英仏の首脳間の同盟が事物の道理にそ
うものである⁽¹⁶⁾」と。アデナウアーにとってこれらのドブレの発
言は失言でしかなかった。何故なら、冷戦下の国際政治の舞台
上では核を持たない国家は「三流国」⁽¹⁷⁾でしかないと考えていた
アデナウアーにとって、この核の「持つもの」と「持たないも
の」の区別を固定化しようとする試みは受け入れられなかった
からである。アデナウアーは翌二六日に仏大使のセイデュに自
らの不満をぶちまけた。ランブイエ会談直前のアデナウアーの
興奮ぶりは、ここで歩み寄らなければパリ訪問の中止にもなり
かねない様子であったという。⁽¹⁸⁾ 翌二七日、パリ大使ブランケン
ホルンとドブレが会見した。ヨーロッパ問題を討議する場とし
てランブイエ会談の事前交渉も重ねられていたため、フランス
側としては、会談の延期もしくは同会談をドブレ発言の問題で

消化することは回避する必要があつた。他方ブランケンホルン
はアデナウアーの訪問中止を取引材料として持ち出すことはな
く、政治的解決の必要性を訴えたに止まった。そこでアデナウ
アーとドブレ本人が会談して問題の調整を図るために、八月末
から九月初頭にかけ訪邦することをドブレは提案し、一応の
解決が図られた。⁽²⁰⁾ しかし、このドブレが「議論が熱くなるうち
について出た言葉」⁽²¹⁾に見られた核兵器にかかわるゴーストは、
以後もアデナウアーのみならず、ドイツ国内全体で争点となる
問題を孕み続けるのである。

(b) ランブイエ会談

一九六〇年七月二九日と三〇日の二日間にわたってパリ郊外
のランブイエで独仏首脳会談が開かれ、三度のドゴールⅡアデ
ナウアーの一对一対談と、最後に外相、大使の出席する全員会
談の計四度の会談が執り行われた。この会談はドゴールⅡアデ
ナウアー時代における一つの画期点となる会談であつた。それ
は、このランブイエ会談において、ドゴールの提唱したヨーロッ
パ政治同盟構築に向けて最初の実行が踏み出されたとされてい
るからである。⁽²²⁾ しかし、会談においてもっとも多くの時間が割
かれて議論されたのは、これから見ていくように、NATO問

題と独仏提携であった。ランブイエ会談がその独特の位置付けを持ち得るのは、一方でヨーロッパ政策が合意されながらも、その実他方で「独仏提携」の意味付けをめぐるドイツ・フランス間の立場の相違を棚上げにしてしまったことにある。

ドゴールが第一回会談で提起した最大の議題はNATO改革だった。ドゴールは一九五八年に英米に提起した覚書と同じ論理を再び展開し、NATO統合を批判した。NATOは世界大の組織に改編する必要があるのに対し、現在のNATOは「軍事統合によってアメリカの支配装置」となり、「アメリカの政策のみを反映しているもの」と訴えた。さらに、アメリカがもはや唯一の核保有国ではなくなったことでヨーロッパの同盟国すなわちフランスの要求に対しても、また世界情勢に対しても対応できなくなっている状況に対し、軍事統合によって一元的にアメリカに権力が集中している現状に異を唱えたのである。その上でドゴールはこう付け加えた。「たとえヨーロッパがアメリカに全面的に、とりわけ核使用に関して依存したとしても、我々には何の保障もない。ヨーロッパが十分な核・通常兵器を所有していないからと言って、永続的にアメリカと同盟してその政策変動にヨーロッパの防衛の基礎を依存してはならない。このような状況は当然独仏の同盟を必要とするし、間違いなく、

その内、核兵器を使用できることを必要とする」⁽²³⁾。すなわちドゴールにとってNATO改革の具体的な目標は、NATO軍事統合の解体であった。

他方、確かにアデナウアーは、ヨーロッパの防衛がアメリカに過度に依存していることを憂い、アメリカが唯一の核兵器保有国でいいことはない、という点で全面的にドゴールと見解が一致した⁽²⁴⁾。しかし上述のドゴールの説明に対してアデナウアーは、フランスがソ連に対抗して核兵器および通常兵器の充実を行なっているとは評価せず、逆に西側陣営内でのフランスの孤立化を危ぶんだ。ドゴールは、当然戦時になればフランス軍はドイツと協働して戦争に参加すると説明した。フランスが大西洋同盟そのものから脱退することは論外であり、「同盟は良く、統合は悪い。誤りはこの二つを混同すること」⁽²⁵⁾にあった。従ってアデナウアーが、フランスの核兵器をNATOの配置下に置くつもりがあるかどうかを尋ねたとき、ドゴールはにべもなく「Non」と答えたのである。しかしアデナウアーとしては「フランスの単独行動を阻止しなかった」⁽²⁶⁾。そのための選択肢は二つしかない。第一の選択肢は、フランスの核兵器をNATOの指揮命令系統に組み込むことである。第二の選択肢は、ドイツとフランスが共通の防衛政策を取ること、一定のコント

ルールをフランスに及ぼすことであった。ドゴールの否により、第一の選択肢、つまりはBRDがフランスの核兵力をNATO枠内に押さえこめる可能性は一気に低下した。従って第二回会谈において、残された第二の選択肢、すなわち独仏間の共通防衛政策の推進をアデナウアーは睨むことになる。注意すべきことは、NATO改革に関して、両者の意見が一致したのは、その必要性のみに留まったことである。従って両者にとつてはその改革を必要とする理由も具体的な改革内容も異なり、それ以上のレベルで合意に至ることはなかった。

引き続き二九日午後に関われた第二回目の会談では、冒頭、アデナウアーは再びNATO問題について話し合おうとしたが、ドゴールはそれを遮り、独仏二国間の軍事領域における提携について語り始めた。持続的な提携を両国間で組織化することが重要であると、そしてそのような組織化は、とりわけ軍事的領域において協働することが肝要なのであると。しかし、ドゴールは独仏間の提携がただ二国間のみで貫徹しそれを最終目標としたのでは決してなかった。彼は独仏の二国間提携から西ヨーロッパ諸国の組織化の話題に話を移した。第二回会談の議題は、すなわち、ヨーロッパの政治組織化、ここで言うところのヨーロッパ政策であった。ドゴールはこのように発言している。

「ヨーロッパの組織は政治・経済・文化、そして防衛領域において実現にいたらなければならない。『そのために』国家間で組織化された協調を打ち建てるのが、そして最高代表者による、規則に則って必然的に開かれる会合を計画することが必要である。外務大臣、財政担当の閣僚、または防衛担当の、文化担当の閣僚等を召集する会合も必要となるだろう。これら諸政府に責任をもつ官僚委員会が、決定事項を準備しその実行を遂行するために創設されなければならない。」⁽²⁾

この時において、ドゴールのヨーロッパ政策の全体像が他国に知らされることになった。ドゴールが提示した新しいヨーロッパ大組織が関わる四つの領域、政治（ここでは主に外交問題を指す）、経済・文化・防衛は、現在存在するヨーロッパ共同体 *Communautés européennes* が関係する領域が経済に留まっていることを考慮すれば、新しいヨーロッパ統合への道を示していると言える。そしてこのような協調は、とりわけまず独仏二国間によって組織化することが必要であった。何故ならドゴールの論理においては、両国間で組織化が進むことが、ヨーロッパ大の組織におけるヨーロッパ各国協調の前提条件であったからである。

午前中の会談で長々とドゴールが弁舌をふるったNATO改

革の問題と、ここで明確に表明された新たなヨーロッパ組織構築問題は、ドゴールの考えのなかでは、一枚のコインの両面であった。すなわち、NATO改革によって同盟内の軍事統合に歯止めを掛け、その上で新しく構築されたヨーロッパ統合組織、すなわちヨーロッパ政治同盟が、従来NATOの専管領域であった防衛問題を取り扱うのである。そして政治同盟内における協調を裏打ちするのが独仏間における提携関係の強化であった。すなわち両国間で組織化が進むことが、ヨーロッパ政治同盟におけるヨーロッパ各国協調の前提条件であったのに対し、防衛領域におけるヨーロッパ構築の前提条件はヨーロッパ独自の、つまりはフランスの核兵器の存在であった。

重要なことは、ドゴールが政治同盟の範囲に防衛を組み入れていることである。ドゴールにとってヨーロッパ構築はヨーロッパ独自の防衛力構築に他ならない。実際ランブイエ会談の中でのアデナウアーとドゴールの本来の結節点は、大西洋同盟の改革によってヨーロッパに独自の防衛力を存在させることにあった。⁽²⁸⁾

しかし、それはそうはならなかった。何故なら第一に、外交、防衛という従前以上の管轄分野が拡大したヨーロッパ新統合組織は、NATOの領域を侵食しかねない性格を有していたから

である。そして第二に、第一回会談で見られたように、フランスがヨーロッパ防衛において西ドイツと決して同等でない、むしろ優越的な独自の地位を保持し続けることをアデナウアーは疑ったからである。フランスの優越的な地位を担保するのは独自の核兵器の存在である。ランブイエ会談においてアデナウアーが重要視したのは、フランスの核兵器を誰がどのように使うのか、という問題であった。何故なら、最も根本的なアデナウアーの憂慮は、誰がBRDを守るのか、であったため、五月のパリ会談の失敗並びにアデナウアーの認識上の次期大統領候補者の孤立主義的姿勢⁽²⁹⁾によって、アデナウアーはアメリカの軍事的保護の威力低下を感じると同時に、彼にとってのフランス核兵器の重要性が相対的に増したのである。既述したように、ドゴールがフランスの核兵器をNATO配置下に置かないことを明確にした以上、アデナウアーは防衛領域における独仏間協調を推進することを考慮に入れざるを得なかった。従ってNATO改革に対するアデナウアーの考えは、ドゴールのそれとはまったく異なるレベルにあったにもかかわらず、ドゴールの予想以上に、アデナウアーは独仏の二国間提携について極めて積極的な姿勢を見せたのである。⁽³⁰⁾但し、アデナウアーはフランスとNATOのどちらかを完全に選ぶ言動は注意深く避けていた

といえよう。⁽³¹⁾ ドイツにとって、ドイツの防衛力強化をフランスに引き付けるかそれともNATOに引き付けるかは選択の問題ではなく、補完的な問題であるべきであったからである。⁽³²⁾

このように、独仏提携の意味は明らかにアデナウアーとドゴール間で齟齬を見せていた。そしてその直接の帰結として両者間のNATO改革の意味合いと改革内容の不一致に反映し、それはヨーロッパ組織化の議題についても及んだ。ドゴールはこの議題について、個人的な覚書を翌日提示することをアデナウアーに告げ、ひとまずヨーロッパ提携の話を終わらせた。

翌日、第三回会談はドゴールがアデナウアーに約束していた覚書を提示することから始まった。⁽³³⁾ この覚書は九項目から成り立っていて、前日にドゴールが説明した新たなヨーロッパ組織構築のポイントがまとめられていた。以下整理すると…⁽³⁴⁾

- ① ヨーロッパが政治、経済、文化、防衛の四領域において、
- ② 国家間協力の形を取って組織化され、
- ③ 組織原理として超国家性を否定した上で首脳会談を創設し、
- ④ この様な自律的ヨーロッパと矛盾する現在の大西洋同盟を改革し、
- ⑤ 第一項の四領域に対応する四つの委員会を創設し、
- ⑥ 新たな組織はヨーロッパ諸国民による投票（レフェレン

ダム）によって正当化され、

⑦ 独仏両国が主導権を持つてこの計画を進めていく必要がある。⁽³⁵⁾
このヨーロッパ組織構築計画は、後のフーシェプラン（第二章第一節参照）の原型といえる六ヶ国によるヨーロッパ指導を志向していた。アデナウアーは、このヨーロッパ組織化がアメリカから離反する印象を与えるととして、④を削除するように求めたが、基本的に覚書に賛成した。残りの問題は現存するヨーロッパ組織、すなわちECSとEECをどう扱うか、とりわけローマ条約の改正と、レフェレンダムにあった。両者ともローマ条約の改正については懐疑的であった。また、ドゴールがとりわけソ連圏内の東欧に対して、真のヨーロッパによる組織としての正当性を有するために打ち出したのがレフェレンダムであった。しかし、アデナウアーはおよそ国民投票の存在について疑問を持っていた。レフェレンダムは、本質的対立とは言えないまでのものであったが、実は最後まで両者の間で意見の一致を見ない議題でもあった。そしてドゴールはこれらの議題を話し合うため、国家首脳レベルでの定期会談を実行すること、他のEEC国家との事前交渉を計らい、包括的な外相会談を一月の末には執り行うことを提案したのである。⁽³⁶⁾

最終的に、三〇日午後の両外相、パリ、ボン駐在大使を含め

た全員会談にて、ドゴールとアデナウアー間で話し合われた合意点が公表され、賛同を得た。合意点は、同日午前会談においてドゴールが提示した覚書における、大西洋同盟改革を表明する点以外のすべてである。⁽³⁷⁾逆に言えば、合意はヨーロッパ新組織化に留まった。NATO改革に関してはアデナウアーとの話し合いを反映し改革必要性以上の言及はされなかった。それどころか、ブレンターノはこのNATO改革ならびに独仏提携を公表することに反対した。⁽³⁸⁾何故なら独仏間の提携は、EECの中で指導的ではあっても同等の立場であるべきで、決して優越的なものあつてはならないものだったからである。⁽³⁹⁾

しかし他方で、斯くの如く表明していた対米挑戦的な姿勢と同時に、ドゴールは英米仏の三頭路線を考慮に入れ続けていた。一九六〇年六月一〇日にマクミランとアイゼンハワールの両者に当てた書簡において、彼は「世界戦略における三頭指導体制」⁽⁴⁰⁾推進を訴えた。マクミランは既にアイゼンハワールに三頭路線実施のために外相レベルの会合を実施するよう提案していた。⁽⁴¹⁾ドゴールはこのマクミランの支持を受け、アイゼンハワールの消極的な姿勢にもかかわらず、ランブイエ会談からわずか十日後の八月九日に、英米仏の三ヵ国政府がこの議題を討議するため九月に会談を開くことを提起する。⁽⁴²⁾しかしこの路線は、アイゼン

ハワーが考えたように、⁽⁴³⁾西ドイツ・イタリア・ベネルクス等々、大西洋同盟の他の同盟国を無視するものだった。

フランスは明らかに二重路線を踏んでいた。ドイツに対してはアメリカに敵対姿勢を示し、アメリカに対しては同等の立場に立つことを要求した。他国にとっては無論これは「二股」であり、アデナウアーもまた仏米間で二重外交を行なうことになる。

(c) ランブイエ後…ドゴールのヨーロッパ政策の展開と独仏確執の表面化

ドゴールにとつてはランブイエ会談は一定の成功を収めた。というのも、フランスはそもそもヨーロッパ政策を主要な議題としていたのであり、⁽⁴⁴⁾アデナウアーから自分の政治同盟案に対する一定の承認を得たことで、ドゴールはフランスの主導する政治同盟政策の実行に移す段階に來たと判断したのである。鉄は熱いうちに打たなければならなかった。ヨーロッパでできて⁽⁴⁵⁾いる鉄を。

ランブイエ会談の合意を受けて、まず独仏間の外務官僚レベルでの話し合いが会談直後の八月上旬より開始された。それに平行してフランスは八月末よりEECの他の参加国⁽⁴⁶⁾と矢継ぎ早に会談を持ち、ヨーロッパ政治同盟計画を提案した。そしてこ

これらのドゴールの外交政策が耳目を引くことになったのが、九月五日のドゴールの記者会見である。⁽⁴⁷⁾この席上でドゴールは「諸国からなるヨーロッパ Etats de l'Europe」⁽⁴⁸⁾、すなわち国家間協力に基づくEEC六ヶ国での政治協調の実施により、新たな(西)ヨーロッパ⁽⁴⁹⁾の組織化プロジェクトを推進していくことを表明し、ヨーロッパが上述の四領域における提携を目指して首脳レベルでの定期会談を行なうことを明らかにしたのである。このフランス案は、これまでに見たように、実質的には現存のヨーロッパ共同体の改革プロジェクトに他ならなかった。

しかしながらこの様な手回しの一方、ランブイエ会談の合意で納まったかと思えた独仏間の意思の不一致が再び現れ始めた。ランブイエ会談の合意を受け始められた八月六日の独仏の外務省間の会合では、⁽⁵⁰⁾すぐに両者の対立が明らかになった。フランス外務省がランブイエの合意を実行に移すこと、すなわちドゴールの覚書に沿った新組織構築政策を展開しようとしたのに対し、ドイツ外務省の反応は鈍かった。シェルペンベルクの態度は協調的であったが、フランスの考えと一致しないドイツ側の見解をきわめて慎重に擁護した。「ドイツとしては、フランスの思い通りになることを望まな」⁽⁵¹⁾かったのである。独仏間の合意点は、新国家連合の創出について、その領域を外交・防衛・教育

の三分野にすること、組織原理について、現在の共同体を新組織に補完的に位置づけ、反超国家的原理によりハルシュタイン(Walter Hallstein)のEEC委員会の権限を弱体化させることを意図する政府間組織とすること、の三点であった。⁽⁵²⁾それ以外のすべての争点について両者の主張は平行線をたどる。一ヵ月後の九月八日から九日にかけてフランス外務省にて行なわれた独仏高官レベルでの会談では、ドイツ側は共同体は新組織の枠外で存続させることが望ましいとしながらもEECSCとEECCとを統合する用意があると表明した。⁽⁵³⁾

九月一七日にドイツ外務省次官カールステンス(Karl Carstens)⁽⁵⁴⁾とクープとの会談が執り行われた。フランス側はランブイエ後に行なわれたEECパートナーとの会談の結果、問題は①イギリスとの関係、②NATO、③現存の共同体・ローマ条約改正の三点に集約されることを示した。⁽⁵⁵⁾すなわちイタリア・ベネルクスの四カ国はイギリスとの関係を改善し、NATOの弱体化に反対し、現ローマ条約の改正に反対していた。そのうえでクープは政治提携のための特別な機関の必要性を示唆する。⁽⁵⁶⁾

ドイツはローマ条約改正の必要がないことについては一致したが、イギリス問題、レフェレンダム、新組織の本拠地の問題については未だフランスの見解に不一致の姿勢を示した。⁽⁵⁷⁾しか

し、フランス側が提案した、一〇月末にEECの国家首脳レベルでの会談を執り行う議事日程についてはとくに反対の意志を示すことはなかった。

しかしNATO問題に関しては、独仏間の相違点のなかでも文字通り別格の扱いであった。⁽⁵⁸⁾八月六日の独仏会談でシェルペンベルクは、NATO問題の存在そのものについては認めるものの、NATO軍事統合にはあくまで賛成の立場を取ることを明言する。⁽⁵⁹⁾またアメリカのヨーロッパからの撤退を何としても避けなければならず、「誤った方向」に行かないようドイツは専心すると述べるのであった。この姿勢は一カ月後のクーパーカルステンズ会談においても同様であった。ドイツ側にとつては、「アメリカはヨーロッパに留まらなければならず」、⁽⁶⁰⁾「共通防衛の枠内の中で一国の軍事力は相互依存し密接な提携を持つこと」が必要不可欠であり、NATO改革は「可能なかぎり」の範囲に留まるものだった。⁽⁶¹⁾

しかしフランス側にとつては「問題なのは協調の組織に関して」であり、「ヨーロッパの事柄とNATOを結びつける必要はない」ことを重ねて強調した。⁽⁶²⁾これは当然ドイツには承服しえない主張であった。なぜなら、フランスが軍事統合の放棄を望み、防衛問題を六ヶ国ヨーロッパで行なう意思がある以上、

英米から見れば、その二つの問題は結びつかざるを得ないからである。⁽⁶³⁾

このような両者の見解の不一致に拍車をかけたのが、実は「諸国からなるヨーロッパ」を表明した九月五日のドゴールの会見であった。この会見において、ヨーロッパ地域においては第一にアメリカとの同盟に制限を課すこと、第二に軍事統合には反対であることを表明し、ドゴールはフランスの核兵器はフランスのために使用する権利があることを再び訴えた。⁽⁶⁴⁾第一の点についてはフランスがヨーロッパの盟主になる含意を持ち、第二の点に関してはランブイエからそれ以降のドイツの意見に全く考慮を払わない従来どおりの見解であり、最後の点については、これまで見てきたように、ドイツの利益と正面から対立するものであった。このようなドゴールの態度に対しては、ドイツ政府としてはNATOを放棄する意志はないことをはっきりフランスに示す必要があった。⁽⁶⁵⁾

九月九日、ノースタッドならびにNATO事務総長スパークと対談したアデナウアーは、ノースタッドより独自のNATO改革案を提示された。⁽⁶⁶⁾ノースタッド提案の核心は、核兵器使用の決定はNATO参加五ヶ国(米英独仏伊)から構成される委員会によって為されることであった。すなわちNATOを第五

の核保有国にするものであり、後のMLFに連なる発想の元に作成されたプランであった。当然この提案がドゴールの反対を招くであろうことは容易に想像できた。実際スパークは懐疑的で、この提案をドゴールが受け入れる訳がないと考えていた。しかしアデナウアーは賛成した。

何故ならこのノースタッド提案は二重の意味でアデナウアーの考えに沿うものであったからである。第一に、ドイツが核兵器の使用に間接的なながらも影響力を発揮できることである。第二次世界大戦の負の遺産として西ドイツが強力な軍事を装備することは賢明な政策とは言えなかったものの、防衛戦略上アデナウアーは早い段階から核兵器の製造、所有を希望しており、またドイツが国際社会に他の国家を同等の発言権を確保するメルクマールとして核保有は大きな意味を持っていたといえよう。ノースタッド提案の第二のメリットは、このNATO改革路線はドゴールのそれと比べれば明白にアメリカに敵対的ではないことであった。アデナウアーにとってアメリカに対し余りに敵対的なドゴールの態度は決して容認できるものではなかった⁽⁶⁸⁾。言うなれば、アデナウアーはこのノースタッド案によってフランスを大西洋共同体の核提携の枠組みのなかに封じ込めることを期待したのである。

NATO問題はほぼ手詰まりの様相を呈していた。九月二二日にドゴールがアデナウアーに送付した親書において、もはやNATO問題が触れられることすらなかった⁽⁶⁹⁾。それどころか、ドゴールはドブレへの指示において、NATO改革によってアメリカを不快にすることにに対しドイツが反発することは当然のことと理解した上で、アデナウアーに率直に話したことは自體を後悔していると吐露したのである。一国での核兵器所有よりもヨーロッパ全体での核戦力創出案に強い賛成を示したアデナウアーは、ドゴールの想像以上に「ヨーロッパ人」であった⁽⁷⁰⁾。

ランブイエ直後からNATO問題に関する独仏の見解の相違は決して協調の方向に動かなかった。しかし、両国は独仏間の軍事提携の可能性を放棄していたわけではない。実際NATO枠内に位置付けされない二国間軍事提携として、一九六〇年一〇月二五日に、両国間の兵站に関する基本協定が極秘裡に締結される⁽⁷¹⁾。この協定において西ドイツ国防軍(Bundeswehr)はフランス国内での練兵場、補給処、その他兵站施設の使用を許可された。この二国間軍事協定は、しかし、核兵器問題に触れないよう規定されていた。重要なのは、この協定においてはドイツ軍がフランスの核使用権に関与できないよう規定されていたことである。そもそも想定された提携領域は、装備、兵站、教

練、共通の軍事ドクトリンを目標とした士官学校学生ならびに士官の交換に制限されていた。⁽⁷²⁾

国防相シュトラウス (Franz-Josef Strauß) を筆頭として、ドイツ国防省はフランスとの軍事提携に積極的であり、実際一九六〇年三月一八日には、シュトラウスとフランス国防相メスメル (Pierre Messmer) が会談し、既に独仏間の極秘の研究グループが発足していた。⁽⁷³⁾ さらに六一年三月一六日に再度両者の会談が開かれ、シュトラウスはフランスがドイツ製戦車を、ドイツがフランス製ヘリコプターを購入する契約を申し出た。この提案は合意され、さらに両者は独仏両国の参謀本部の定期会談について合意したのである。⁽⁷⁴⁾

このような両軍の提携の動きは極秘であると同時に、西独外務省の想定する戦略対話とは異なる路線を体现していた。すなわちシュトラウスをモーターとした一連の国防省の提携路線は、カールステンズの説明するアメリカの不信を招かない慎重姿勢の保持とNATO内の限定的な改革を進める西独外務省路線とは一線を画すものであった。しかし西独外務省自身の認識が示すように、独仏二国間の軍事同盟は重要な争点であり、そのような二国間関係は、EEC枠外の特別な問題であった。クレープが述べたように、⁽⁷⁸⁾ 独仏間の軍事戦略上の密接な提携が実行され

てこそ本当の両国の提携が行なえていると言えたであろう。

(d) ドブレ・アデナウアー会談

九月以降独仏関係の雰囲気は急速に悪化していき、パリでは両者の信頼を回復することが急務の課題となった。⁽⁷⁹⁾ ランブイエ前から開催が予定されていた一〇月七日から八日にかけてのドブレ・アデナウアー会談⁽⁸⁰⁾はその絶好の機会といえたであろう。長時間にわたる会談から浮かび上がったのは、しかしながら、不一致の構図であった。その開催理由として当然のことであったが、会談の焦点はもっぱらNATOであった。ランブイエの時もそうであったように、アデナウアーは決して現在のNATOの在り方そのものに安住してはいなかった。アデナウアーはノースタッド提案を話題にし、フランスに対してノースタッド提案の実現を目指して協働するよう持ち掛ける。⁽⁸¹⁾ さらにアデナウアーは、現在仏米関係が憎悪で満ちていること、ドイツとても安全保障上過度にアメリカへ依存をしていることに対し憂慮していることを訴える。⁽⁸²⁾ しかしアデナウアーは、ドゴールが提唱するNATO改革はアメリカの不評を呼びこむものと考えていた。アメリカが仏のNATO改革に反発することによって、ヨーロッパに駐在・展開しているアメリカ軍が撤退する事態に

到ることアデナウアーは明らかに恐れていた。(83) アデナウアーはドブレにこう語った…「ドイツ政府とドイツ国民は、西ヨーロッパ世界の運命は、アメリカがその部隊をヨーロッパに駐留させるか否かに依っていることを確信している。…もし我々がNATOのなかで定立した統合原理に疑いを持ち、新しい国家防衛力の提携形態に取り替えることを試みるならば、アメリカはヨーロッパから撤退するであろう」。(84)

会谈二日目、アデナウアーはフランスの核をめぐってさらに対立の姿勢を強めることになった。(85) これまで見てきたように、フランスの核をめぐってはアデナウアーは極めて微妙な立場を取ってきた。しかし、会谈初日の九月七日にドゴールがグルノーブルで行なった演説に対し、アデナウアーは「これまでにない怒り」を示した。(86) ドゴールはグルノーブル演説でフランス抑止力の必要性を訴えこう語った…「もし不幸にも核爆弾が発射されたとしても、誰も自由世界の側からの発射は、フランスがそれを認めたのでなければ、してはならない。フランスの領土から核ミサイルを発射するのであれば、フランスがフランス自身で決めたのでなければ、核ミサイルを発射してはならない」。(87) アデナウアーが「たった一国に核の使用決定権を依存するつもりはない」(88) 以上、アデナウアーにとってグルノーブル演説は、

それがアメリカからフランスに変わることの意味していた。従来独仏両国は、少なくともアメリカの核独占に対しては見解が一致し得ていたが、グルノーブル発言はその前提すら破壊してしまった。従ってドブレからアメリカに如何にして核決定権の独占を放棄させるかと問われたアデナウアーには、ノースタッド案を持ち出すしかもはや選択肢がなかったのである。(89)

斯くの如く、一九六〇年は独仏間にとって「確執」(90)の年であった。しかし最終的にアデナウアー・ドブレ会谈において、両者はNATO問題と切り離す形でヨーロッパ政治同盟を実行に移すための話し合いを開始するべく、来る一二月にパリにてEEC参加国による会合を提起することに合意した。(91) ここでようやくNATO問題とヨーロッパ政策が切り離されたのは、同時進行で進められていた独仏間の軍事提携が合意を得られる見通しが立っていたためと考えられる。というのも、構想されている政治同盟の防衛領域がNATO領域に抵触するのではないかというドイツ側の憂慮に対し、フランス側は、この会谈において初めて、政治同盟における防衛協力は現在の独仏提携と同類であるという論理によって説得したのである。(92) 無論、これから見ていくように、この問題は役割分担で済む問題に留まらなかった。

独仏関係自体の雰囲気改善は一九六〇年内には見られなかったが、ようやくここで政治的ヨーロッパ構築へ向けた六ヶ国レベルでの交渉が実現することになったのである。

- (1) レガースから爆破実験成功の一報を受けたドゴールは「フランス万歳! この日からフランスはより誇り高く、より強くなった」と返電した。このドゴールの文面は、一般的に「フランスの栄光」を求めたといわれるドゴール外交の一側面を象徴的に表しているといわれる。Philip H. Gordon, "Charles de Gaulle and the Nuclear Revolution", in John Lewis Gaddis et al(eds.), *Cold War Statesmen Confront the Bomb: Nuclear Diplomacy since 1945* (Oxford: Oxford University Press, 1999).

- (2) BDFD, Nr.267 [PA, Abgabestelle Ministerbüro, Bd.56].
 (3) DDF 1960-Tome1, doc.111.
 (4) Seydoux, *op.cit.*, p.236.
 (5) DDF, 1960-I, doc.221.
 (6) *Ibid.*: A. Bd.4, p.43.
 (7) DDF, 1960-I, doc.109.
 (8) BDFD, Nr.248 [BA, NL, Blankenhorn, Bd.100, Bl.79-82].この計画は、ポーランド・チェコスロバキア・ノルウェー・デンマーク・オランダ・ベルギー・両ドイツの地域に、

約三千人の監視員をソ連の援助も借りて従事させるものである。東西問題に関わる軍縮計画の一つとしてアメリカが立案した。Cf. FRUS, 1958-1960, Vol.9[henceforth FRUS9], Doc.132, 143.アデナウアーは、軍事的にも政治的にも大西洋同盟を崩壊させかねないとしてこの提案を拒否した。

- (9) DDF, 1960-I, doc.221.
 (10) *Ibid.*
 (11) *Ibid.*, doc.109.
 (12) なおこの対立の構図は、英米特殊関係を再確認した一九六二年一二月のナッソー会談で最終的に破綻する。第一章第三節、第三章第三款参照。
 (13) LNC, 1958-1960, pp.330-331.
 (14) DM, 1958-62, p.221.
 (15) *Ibid.*, p.220.
 (16) DDF, *op.cit.*, p.818, nn.2, 5.
 (17) Osterheld, *op.cit.*, p.175.
 (18) François Seydoux, *Beiderseits des Rheins, Erinnerungen eines französischen Diplomaten* (Frankfurt: Societäts-Verlag, 1975), p.244.
 (19) BDFD, Nr.270 [BA, NL, Blankenhorn, Bd.102, Bl.138-141].
 (20) BDFD, Nr.271 [BA, NL, Blankenhorn, Bd.102, Bl.27-29].
 (21) 七月二十七日のブレントノーに対するドブレの釈明。

BDFD, Nr. 271.

(22) 内容については A. Bd4, pp.62-67; DDF, 1960 Tome2, doc.54. 評価については Barlety, "Les entretiens", *Malland, op.cit.*, p.187.

(23) しかし、この独仏間の核に関する提携をドゴールが本気で実現するつもりがあったかどうかについては慎重なる検討を要する。第二回会談を参照せよ

(24) DDF, 1960-II, doc.54, p.166.

(25) *Ibid.*, p.167.

(26) *Ibid.*

(27) *Ibid.*, p.169.

(28) Soutou, *L'alliance*, p.159.

(29) DDF, 1960-II, doc.54, p.173.

(30) アデナウアーは会談の中で独仏間での兵器の共同生産を提案する。しかしこれはドゴールによって退けられた。*ibid.*, p.168.

(31) アデナウアーは、NATO改革の必要性は政治的観点からのみならず、核兵器ならびに通常兵器の観点からも必要である、と評価する一方で、独仏両国間の軍事士官学校で、独仏の若手士官が研修を行なうことを提案した。*ibid.*, p.172

(32) この問題は後の西ドイツ国内におけるゴースト対アトランティカー論争の背景となる。第三章、第四款「前

文問題」を参照のこと。

(33) 覚書の全文については LNC, 1958-1960, pp.382-383. なおこの覚書は、三〇日の午前中にドゴールが手書きで作成した。アデナウアーの側近で当時連邦首相府にて外交部局員であったバツハ (Franz-Josef Bach) の回顧によると、ドゴールがこの覚書にて独仏間の二国間同盟を結ぶことを提案しアデナウアーは断ったことを、この会談終了後アデナウアーがバツハに仰天しながら告げたという。一般にランブイエから始まったと言われるエリゼ条約への道において、独仏二国間同盟をドゴールは最初から指向していたのだろうか？

この会談でアデナウアー側の通訳を務めていたクステラー (Hermann Kusterer) は、このバツハの回顧に対し、やや裏話めいた以下のような説明をしている。すなわち、三〇日午前の短時間にドゴールの手書きで書かれた覚書を、フランス側の通訳は会談に際しその場の初見で訳さなければならなかったという。そしてその覚書はアデナウアー側に手渡されず、ただ一回の不十分な翻訳によりアデナウアーが誤解をしたのは十分考えられることであった、と。最終的には二国間同盟構築であったエリゼ条約成立過程において、ドゴールがいつ二国間同盟に動いたかは決定的に重要な争点である。バツハの回顧からはそれがランブイエだったということになるが、少なくとも

この覚書とフランス側の議事録の分析からそれを裏付けることは困難であろう。バッハの回顧については Hans-Peter Schwarz(Hrsg.), *Konrad Adenauers Regierungstil* (Bonn: Bouvier, 1991), p.87. クステラーについては *Kusterer, op.cit.*, pp.132-145.

- (34) この番号は原文書の項目と必ずしも対応していない。
- (35) ランブイエ会談直前の七月二五日付けのフランス外務省が作成したヨーロッパ連合に関する覚書において、このヨーロッパ構築に向けた制度的体系の骨格が既に起草されている。ヨーロッパ国家連合の最高機関は政府首脳による会談であり、対外政策と防衛を取り扱うことになっ

つゝる。DDF, 1960-II, doc.45.

- (36) *Ibid.*, p.176.
- (37) *Ibid.*, pp.176f.
- (38) *Ibid.*, p.177.
- (39) Maillard, *op.cit.*, p.187.
- (40) DDF, 1960-I, doc.263.
- (41) FRUS7-2, Doc.177.
- (42) *Ibid.*, Doc.191.
- (43) *Ibid.*, Doc.193.
- (44) DDF, 1960-II, doc.45, 221.
- (45) 八月一日付けのドゴールからクープへの書簡。ENC, 1958-1960, pp.383f.

- (46) 八月三一日、フランス・オランダ会談・九月三日、フランス・イタリア会談・九月一三日、フランス・ベルギー会談。各会談の内容についてはそれぞれ DDF, 1960-II, doc.91; doc.97; doc.113.

(47) 会見の内容については *DM*, 1958-1962, pp.234-251.

- (48) ドゴールのヨーロッパ像として一般的に知られる「祖国からなるヨーロッパ」「Europe des patries」という言葉は、少なくともこの会見では使用されていない。ドゴール自身この「祖国からなるヨーロッパ」というフレーズを用いたことはない、と主張するドゴール研究者も存在する。いずれにせよ、「諸国からなるヨーロッパ」のフレーズが政府間協力によるヨーロッパ構築を指向するドゴールのヨーロッパ政策の要点を簡潔に言い表わしているのに対し、「祖国からなるヨーロッパ」のフレーズは、ドゴールの愛国主義的側面を重視した表現といえる。

- (49) ドゴールの言及するヨーロッパの範囲は曖昧で、彼は「ヨーロッパ」「西ヨーロッパ」「大陸ヨーロッパ」「大西洋からウラルまでのヨーロッパ」とさまざまな言葉を駆使するが、そこで厳密な使い分けがされていたわけでもない。しかしながら、政策によってその範囲は微妙に異なっており、言葉そのものの違いより、東西問題、大西洋同盟、EEC、といったディスカールの違いに留意するほうが重要であることを指摘するに止めておく。Cf.

Weisenfeld, “L’Europe de l’Atlantique à l’Ural”.

- (50) DDF, 1960-II, doc.67. なおフランス側には、経済財務長官のウォルムセも交じり出席していた。
- (51) Seydoux, *op.cit.*, p.250.
- (52) DDF, 1960-II, doc.67.
- (53) Bariéty, *op.cit.*, p.175.
- (54) カールステンスは七月一八日に次官に任命されていた。カールステンスの回顧によると、シエルペンベルクから彼に次官が交替したのは、シエルペンベルクがEEC・イギリス問題を扱った際、イギリス寄りの態度を取ったため辞任させられ、しかも後任人事においてはアデナウアーの意見が直接反映されたという。カールステンスは当時よりアデナウアー寄りの人物と目されており、カールステンス自身も、自分が次官に選ばれたのは外務省内にてアデナウアーの意見を代弁し押し通すためであったと認めている。Karl Carstens, *Erinnerungen und Erfahrungen* (Boppard am Rhein: Boldt, 1993), pp.225-228.
- (55) DDF, 1960-II, doc.130.; BDFD, Nr.276 [BA, NL, Blankenhorn, Bd.107, Bl.157-163].
- (56) BDFD, Nr.276.
- (57) *Ibid.*; DDF, 1960-II, doc.130.
- (58) *Ibid.*, doc.67, p.206.
- (59) *Ibid.*, p.204.

- (60) *Ibid.*, doc.130.
- (61) BDFD, Nr.276.
- (62) 九月一七日のタープの発言。DDF, 1960-II, doc.130.
- (63) *Ibid.*
- (64) 一九五九年四月の決定ならびに一九六〇年五月三一日の演説参照。
- (65) BDFD, Nr.276.
- (66) BDFD, Nr.275 [BA, NL, Blankenhorn, Bd.103, Bl.191-196]; Steinhoff/Pommerin, *op.cit.*, p.110.
- (67) アデナウアー時代の核政策については Cf. Mark Cioc, *Pax Atomica: The Nuclear Defense Debate in West Germany during the Adenauer Era* (N. Y: Columbia University Press, 1988); Matthias Küntzel, *BONN and the BOMB: German Politics and the Nuclear Option* (London: Pluto Press, 1995); Annette Messmer, “Konrad Adenauer: Defence Diplomat on the Backstage”, in Gaddis et al(eds.), 1999; Hans-Peter Schwarz, “Adenauer und Kernwaffen”, in *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 37 (4/1989).
- (68) BDFD, Nr.275.
- (69) LNC, 1958-1960, pp.396f.
- (70) 指示書の日付は九月三〇日。なお、ドゴールは同文中で、実際アデナウアーはヨーロッパ人ではないのだから、と留保している。何故なら、大西洋同盟の保持を目指す

アデナウアーは、その動機としてはドイツの安全保障が根幹にあったからであり、アデナウアーがヨーロッパ全体の利益を鑑みてドゴールのNATO改革に反対している訳ではないことは、ドゴール自身自覚していた。*ibid.*, pp.398f.

(71) BDFD, Nr.279, [PA, B 24, Bd.383]

(72) DDF 1960-II, doc.130.

(73) Soutou, "gemeinsame Front", p.495.

(74) 合意された定期会談は以後一九六一年一月二四・二五日、同年五月二一・二三日、同年七月一〇・一一日に開催された。Soutou, *L'alliance*, pp.186ff.

(75) クープは九月一七日の会談で独仏両軍間には何ら結びつきも接触も存在していない、と述べる。DDF, 1960-II, p.371.

(76) 一九六二年の独仏核提携の動きもこのシュトラウス路線の延長である。シュトラウス路線を一言で表すならば、ヨーロッパ独自の(核)軍事戦力の創出である。従ってシュトラウスの防衛政策はノースアトランド案に親和的であったが、ケネディ政権下でのMLF構想においては最終的な核使用に米大統領の同意が必要なものもあり、シュトラウスは強弁に反対する。MLFについては第二章第二節並びに同節註(13)参照のこと。アデナウアーの防衛政策の多くはシュトラウスに依ると言われているが、二

人の防衛政策は同一ではなく、アデナウアーは両方の路線を総合して使用していた。Cf. Soutou, *L'alliance*, p.168. なお、シュトラウスの防衛政策については以下に詳しい。Beatrice Heuser, "European Dream of Franz-Josef Strauss", in *Journal of European Integration History*, 5 (1/1999).

(77) DDF, 1960-II, doc.67, 130.

(78) BDFD, Nr.276.

(79) Seydoux, *op.cit.*, p.250.

(80) 会談の内容については DDF, 1960-II, doc.162.; BDFD, Nr.278. [BA, NL, Blankenhorn, Bd.104, Bl.145-150]

(81) *Ibid.*

(82) DDF, 1960-II, doc.162, pp.468-472.

(83) アデナウアーがこの様なランブイエと比べて明らかに強硬的な姿勢を打ち出したのは、会談数日前にアデナウアーに対し送付されたアイゼンハワーからの書簡による。この書簡においてアイゼンハワーは、NATOの構造が変わればアメリカのヨーロッパからの撤退もあり得ることを示唆していた。DDF, 1962-II, doc.162, p.469, p.472.

(84) BDFD, Nr.278.

(85) DDF, 1962-II, doc.162, pp.471ff.

(86) Michel Debré, *Mémoire III Gouverner* (Paris: A. Michels, 1988), p.423.

(87) *Le Monde*, 8/Octobre/1960.

(88) DDF, 1962-II, doc.162, p.480.

(89) *Ibid.*

(90) *Vaïsse, op.cit.*, p.237; *Bozo, op.cit.*, p.65.

(91) 二月五日に予定されたこのEEC首脳会談はアデナウアーの健康上の理由により翌一九六二年二月一〇日に延期された。真相は不明であるが、本文中で述べたように独仏間で調整がつかなかったことによる延期は否定できな

(92) DDF, 1962-II, doc.162, pp.481f.

(93) 例えば一〇月二五日、同月二七日、十二月八日の独仏間の対話の様子を記した以下の報告書参照。DDF 1960-II, doc.184, 187, 261.

L'origine du Traité de Elysée et l'histoire des relations franco-allemandes après la Seconde Guerre mondiale (1)

Schuichi KAWASHIMA *

L'objet de cette thèse est d'élucider plus concrètement le caractère des relations diplomatiques franco-allemandes dans l'ère de de Gaulle-Adenauer, et de faire l'analyse du processus de réalisation du Traité de l'Elysée conclu en janvier 1963. Le sujet principal de l'analyse traite de de Gaulle et Adenauer — et leurs idées, motifs, et intérêts politico-diplomatiques — sur la base de documents publiés: du côté français, "Documents Diplomatiques Français", et du côté allemand, "Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland", ainsi que les mémoires et carnets: de Charles de GAULLE, "Lettres Notes et Carnets", (Plon, 1984, 1985, 1986) et de Konrad ADENAUER, "Erinnerungen", (Deutsche Verlags-Anstalt GmbH, 1967, 1968).

En outre, je traite d'un domaine qui implique le politique européenne des Etats-Unis sur la base des "Foreign Relations of the United States" publié par le Département d'Etat, parce que le contexte politique international de la France et d'Allemagne, alors, se place dans le rapport transatlantique.

Qu'est-ce que "l'axe Paris-Bonn"? Est-ce "l'axe de Gaulle-Adenauer", ou le front commun contre les Etats-Unis, ou le rapprochement entre les ennemis héréditaires? Certes, on dit que l'amitié franco-allemande qui a été essentiel, le plus ou moins, au développement de l'intégration européenne s'est vraiment formée dans l'ère de de Gaulle-Adenauer. Mais, il faut élucider quels problèmes les deux pays mettent en question, et quel degré de coopération ou de conflit entre dans ces problèmes.

Avec une telle conscience de ce problème, ce mémoire fait une description du processus de formation du Traité de l'Elysée.

(1) 1958-1960

Les principaux problèmes diplomatiques qui ont commencé avec le retour au pouvoir

de de Gaulle en Juin 1958 sont la crise de Berlin et l'OTAN dans les relations entre de Gaulle et Adenauer. Paris et Bonn sont en accord en sujet de la crise de Berlin, mais il est difficile de se mettre d'accord sur l'OTAN parce que de Gaulle présente le mémorandum avec pour l'intention le "directoire à trois", aux Anglo-Saxons. Dans les entretiens à Rambouillet, les deux chefs d'Etat ont échangé de points de vue à propos de ce que doit être la coopération entre la France et l'Allemagne. Les deux pays tombent d'accord sur la politique européenne présenté par la France.

(2) 1960-1962

La politique européenne de la France s'incarne à travers le plan Fouchet. Dèsormais, les Six engagent des négociations.

En outre, les deux pays se rapprochent davantage en raison du changement stratégique américain sur les représailles massives à réponse flexible, qui provient du développement de la crise de Berlin. De Gaulle espère la formation de l'alliance militaire et la coopération militaire entre la France et l'Allemagne est mis en question.

(3) 1962-1963

Les négociations du plan Fouchet échouent au début de 1962 et les deux pays, qui prenaient l'initiative du plan de l'union politique, changent leur orientation de l'union politique bilatérale dans l'immédiat.

C'est le point important dans le processus de formation du Traité de l'Elysée: quelle forme l'union politique doit elle prendre: celle d'un "gentleman's agreement" ou celle d'un Traité international? Dans les visites officielles mutuelles en Juillet et Septembre 1962, un accord est réalisé sur la coopération franco-allemande entre les deux parties. De plus, la coopération franco-allemande a pour résultat d'avoir un caractère non seulement d'union politique mais aussi d'union militaire, de réconciliation bilatérale, et d'amitié franco-allemande. Au début, cette coopération est entendue comme un gentleman's agreement selon l'intention d'Adenauer. Mais le 14 janvier 1963, de Gaulle tient une conférence de presse et y déclare le veto de l'adhésion française à la MLF et s'oppose à l'entrée de l'Angleterre dans le CEE sans en prévenir l'Allemagne. Comme l'Allemagne a l'intention de diriger la diplomatie française, cette conduite de de Gaulle provoque l'accord de l'Allemagne pour une coopération sous le forme d'un

Traité international; c'est le Traité de l'Elysée.

Bundestag, cependant, ratifie le Traité de l'Elysée avec le préambule de définir que la coopération franco-allemande prescrite par le Traité de l'Elysée se place dans la structure de l'alliance atlantique. Cette définition fait du Traité de l'Elysée un enfant mort-né.